

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例…………… 3

告 示

- 放置自動車の処理…………… 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 4
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 5
- 平成 26・27 年度における測量・建設コンサルタント等（政府
調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る定期申請におけ
る入札参加資格審査の申請の方法…………… 6
- 落札者等の公示…………… 8
- 落札者等の公示…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 道路の位置指定…………… 12
- 道路の位置指定…………… 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退…………… 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定…………… 17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更…………… 23
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止…………… 24
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定…………… 25
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更…………… 27
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止…………… 27

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	28
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	31
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	32
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	32
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	33
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	35
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	37
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の全部指定解除	38
○瓜破東2丁目地区土地区画整理事業の施行の認可	38
○市道の区域変更	39
○市道の供用開始	40
○関目高殿駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	43
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申 請の概要	43
○公有水面の埋立ての承認	45
○一般競争入札の執行（中学校給食用保温食缶の買入れ）	46
○一般競争入札の執行（中学校給食用食器の買入れ）	50
○一般競争入札の執行（大阪市此花区役所庁舎清掃業務委託）	53
○一般競争入札の執行（大阪市港区役所庁舎清掃業務委託）	56
○一般競争入札の執行（大阪市大正区役所庁舎清掃業務委託）	59
○消防法に基づく消防用設備等の設置維持命令	62
○消防法に基づく消防用設備等の設置維持命令	62
○消防法に基づく火災予防措置命令	63
○指定給水装置工事事業者の指定	64
○一般競争入札の執行（X線一般撮影装置等の買入れ等）	65
○平成24年度における教育委員会が所管する事務事業の管理及び 執行の状況についての点検及び評価の結果に関する報告の公表	68
公 告	
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）	154
○一般競争入札の執行（各種鉄くずの売払い等）	156
公立大学法人大阪市立大学公告	
○平成24年度財務諸表（公立大学法人大阪市立大学）の公告	159
地方独立行政法人大阪市立工業研究所公告	
○平成24年度財務諸表（地方独立行政法人大阪市立工業研究所） の公告	185
正 誤	
○大阪市公報第5635号（平成25年8月2日）正誤表	201
○大阪市公報第5644号（平成25年10月4日）正誤表	203

○大阪市公報第 5645 号（平成 25 年 10 月 11 日）正誤表	204
○大阪市公報第 5646 号（平成 25 年 10 月 18 日）正誤表	205

公布された条例のあらまし

◇大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例

- 1 大阪南港魚釣り園及び大阪南港野鳥園を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は平成26年4月1日から施行することにしました。
(平成25年大阪市条例第129号 港湾局総務部監理調整担当)

条

例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例

平成25年10月15日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市条例第129号

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪南港魚釣り園の項及び大阪南港野鳥園の項を削る。

第3条中第1項から第3項までを削り、第4項中「コスモスクエア海浜緑地及び鶴浜緑地」を「施設」に改め、同項を同条とする。

第4条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とする。

第5条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「代行施設」を「施設」に改め、同条中第2項を削る。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第11条から第18条までを削り、第19条を第11条とし、第20条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪南港魚つり園及び大阪南港野鳥園の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平25. 10. 15揭示済)

告 示

大阪市告示第1491号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月11日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年10月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (カワサキ 緑色)	浪速区恵美須西3丁目3番先

(建設局管理部路政課)

(平25. 10. 11揭示済)

大阪市告示第1517号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年9月19日
申請書を受理した日	平成25年10月2日

名称	NPO法人大阪鶴見ええまちネットワーク
代表者の氏名	橋詰 源治
主たる事務所の所在地	大阪市鶴見区横堤5丁目2番2-406号
定款に記載された目的	この法人は、大阪市鶴見区（以下「鶴見区」という。）の魅力及び地域力向上をめざすあらゆる人々に対して、鶴見区のまちづくりや地域の活性化を推進するための事業を行うとともに、鶴見区の内外を問わず、この法人の事業活動に資する特定非営利活動法人や市民活動団体など他団体との連絡、交流、支援を行うことを通じて、だれもが笑顔と活気にあふれたコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)



大阪市告示第1518号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年9月13日
申請書を受理した日	平成25年10月4日
名称	特定非営利活動法人メディッセ
代表者の氏名	志甫 理
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区西中島4丁目6番24号大拓ビル9号館
定款に記載された目的	この法人は、専門医がそれぞれの専門疾患およびその治療法を確立するための研究活動およびその社会的啓発活動を支援し、さらにこうした活動を通じて製薬ベンチャー企業の医薬品開発を支援することにより医療の発展に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1519号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第8条に定める、平成26・27年度における測量・建設コンサルタント等（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の定期申請における資格審査の申請方法は次のとおりとする。

なお、随時申請における資格審査の申請方法は、別途、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

第1 資格審査の申請時期及び方法（定期申請）

測量・建設コンサルタント等に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、業者登録システム（本市が行う入札参加資格審査に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札参加資格審査の申請（以下「システム申請」という。）を行わなければならない。

なお、新規申請の者は、上記の手続き後、第2に掲げる書類を提出しなければならない。

1 申請時期**(1) 申請期間**

平成25年11月15日から平成25年12月13日まで

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

(2) 承認年月日

平成26年4月1日

2 申請方法

次のホームページアドレスから申請期間内（ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。）に行わなければならない。

ホームページアドレス <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

また、新規申請の者は、次の提出期限及び送付先までに第2に掲げる提出書類を送付しなければならない。

申請書類提出期限 平成25年12月25日（必着）

送付先 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

第2 提出書類（新規申請のみ）

- 1 使用印鑑届（入札・見積、契約の締結、契約代金の請求・受領等使用する印鑑を届けるもの）
- 2 印鑑証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては代表者、個人にあっては本人のもの。申請日より3か月以内に発行されたもの）

第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては、平成26年4月1日に、入札参加資格の承認を業者登録システムにより通知するとともに大阪市電子調達システムホームページ上で公表する。

第4 承認期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

登録種目

「測量・建設コンサルタント等」関係

登 録 種 目		登 録 部 門 等	
100	測 量		
200	地 質 調 査		
300	建 築 設 計 ・ 監 理	301	一 級
		302	二 級
400	設 備 設 計 ・ 監 理		
500	建設コンサルタント	501	河川、砂防及び海岸・海洋
		502	港 湾 及 び 空 港
		503	電 力 土 木
		504	道 路
		505	鉄 道
		506	上水道及び工業用水道
		507	下 水 道
		508	農 業 土 木
		509	森 林 土 木
		510	造 園
		511	都市計画及び地方計画
		512	地 質
		513	土 質 及 び 基 礎
		514	鋼構造及びコンクリート
		515	ト ン ネ ル
		516	施工計画、施工設備及び積算
		517	建 設 環 境
		518	機 械
		519	水 産 土 木

		520	電 気 電 子
		521	廃 棄 物
600	補償コンサルタント	601	土 地 調 査
		602	土 地 評 価
		603	物 件
		604	機 械 工 作 物
		605	営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償
		606	事 業 損 失
		607	補 償 関 連

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第1520号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号）

①統合基盤システム センタープリンタ等(2) 長期借入 一式 ②一般
③25. 9. 6 ④日立キャピタル(株) 法人事業本部関西法人支店 大阪市西区
靱本町1-11-7信濃橋三井ビルディング ⑤176,022,000円 ⑥25. 8. 9
①消防用ゴム引きホース（呼称65×20m）買入 840本 ②一般 ③25. 9. 9
④(株)近商 大阪市西区新町3-8-10 ⑤32,281,200円 ⑥25. 7. 12
①災害救助用飲料水（その2） 買入 450,000本 ②一般 ③25. 9. 11
④(株)近鉄百貨店 本店 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 ⑤21,394,800
円 ⑥25. 8. 2
①低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場ほか3か所）下半期 概算買入
1,150,600Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④貴和化学薬品(株) 大阪営業所 大
阪市淀川区西中島4-13-24-503 ⑤35,639,835円 ⑥25. 7. 5
①低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場ほか3か所）下半期 概算買
入 918,200Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④浦野(株) 大阪府中央区伏見町2-5-
5 ⑤27,216,825円 ⑥25. 7. 5

- ①かせいソーダ（舞洲スラッジセンターほか1か所）下半期 概算買入
2,266,000Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀
1-4-23 ⑤71,379,000円 ⑥25. 7. 5
- ①塩化第一鉄（中浜下水処理場ほか5か所）下半期 概算買入 1,780,000Kg
②一般 ③25. 9. 12 ④(株)大阪アルギン 大阪市淀川区西中島3-23-16
セントランドビル ⑤23,362,500円 ⑥25. 7. 5
- ①ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場ほか3か所）下半期 概算買入
2,194,500Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④北作商事(株) 大阪市西区京町堀3-
3-11 ⑤33,411,262円 ⑥25. 7. 5
- ①ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場ほか3か所）下半期 概算買入
2,394,300Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津
守4-4-21 ⑤35,774,433円 ⑥25. 7. 5
- ①鉄・アルミニウム混合薬剤（津守下水処理場）下半期 概算買入
696,700Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④大鳥産業(株) 大阪府中央区平野町4-
6-4メディアバードビルディング ⑤10,534,104円 ⑥25. 7. 5
- ①かせいソーダ（舞洲工場）下半期 概算買入 1,180,000Kg ②一般 ③
25. 9. 12 ④北作商事(株) 大阪市西区京町堀3-3-11 ⑤31,408,650円
⑥25. 7. 5
- ①かせいソーダ（平野工場）下半期 概算買入 800,000Kg ②一般 ③25.
9. 12 ④井上孫(株) 大阪市西区京町堀1-7-1京町ビル ⑤28,980,000
円 ⑥25. 7. 5
- ①低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場ほか3か所）下半期 概算買入
1,657,000Kg ②一般 ③25. 9. 12 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪市
中央区道修町2-6-7 ⑤46,801,965円 ⑥25. 7. 5
- ①高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）下半期 概算買入 223,700Kg
②一般 ③25. 9. 12 ④協和産業(株) 大阪府吹田市垂水町3-27-19 ⑤
63,184,065円 ⑥25. 7. 5
- ①高分子凝集剤（中浜下水処理場ほか6か所）下半期 概算買入 178,800Kg
②一般 ③25. 9. 12 ④本町化学工業(株) 大阪支店 大阪市西区阿波座1-
7-12 ⑤51,628,500円 ⑥25. 7. 5
- ①かせいソーダ（鶴見工場）下半期 概算買入 650,000Kg ②一般 ③25.
9. 12 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪府中央区道修町2-6-7 ⑤
20,435,625円 ⑥25. 7. 5
- ①かせいソーダ（住之江工場）下半期 概算買入 620,000Kg ②一般 ③
25. 9. 12 ④(株)シマダ 大阪支店 大阪府中央区高麗橋4-5-2高麗橋ウ
ェストビル5階 ⑤21,678,300円 ⑥25. 7. 5
- ①かせいソーダ（大正工場）下半期 概算買入 480,000Kg ②一般 ③25.
9. 12 ④(株)隅谷商店 大阪府東大阪市渋川町2-3-14 ⑤17,488,800円
⑥25. 7. 5
- ①かせいソーダ（東淀工場）下半期 概算買入 390,000Kg ②一般 ③25.

- 9.12 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市港区弁天1-2-1 オーク
一番街2504 ⑤13,947,570円 ⑥25.7.5
- ①消石灰（西淀工場）下半期 概算買入 560,000Kg ②一般 ③25.9.12
④ソーダニッカ㈱ 大阪支社 大阪市北区中之島3-3-3 ⑤
8,055,600円 ⑥25.7.5
- ①尿素（西淀工場外3か所）下半期 概算買入 778,000Kg ②一般 ③25.
9.12 ④セイブ化成㈱ 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤15,766,170円
⑥25.7.5
- ①アンモニア水（西淀工場外4か所）下半期 概算買入 548,000Kg ②一
般 ③25.9.12 ④セイブ化成㈱ 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤
28,482,300円 ⑥25.7.5
- ①塩化カルシウム（平野工場外2か所）下半期 概算買入 544,000Kg ②
一般 ③25.9.12 ④セイブ化成㈱ 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤
15,193,920円 ⑥25.7.5
- ①特殊反応助剤（舞洲工場）下半期 概算買入 240,000Kg ②一般 ③25.
9.12 ④和正産業㈱ 大阪支店 大阪市中央区淡路町2-1-10-305号
⑤15,120,000円 ⑥25.7.5
- ①消防救急デジタル携帯無線機 製造 82基 ②一般 ③25.9.13 ④富士
通㈱ 関西支社 大阪市中央区城見2-2-6 富士通関西システムラボラト
リ ⑤34,009,500円 ⑥25.7.29
- ①A重油（港湾局）第3四半期買入（単価契約） 89KL ②一般 ③25.9.13
④㈱シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島2-11-30ヤマオキビル
⑤84,000円 ⑥25.8.2
- ①軽油 第3四半期 買入（単価契約） 73KL ②一般 ③25.9.13 ④高
橋石油㈱ 大阪市西区九条南2-17-15 ⑤173,850円 ⑥25.8.2
- ①揮発油（消防局）第3四半期分買入（単価契約） 116KL ②一般 ③25.
9.13 ④中川物産㈱ 愛知県名古屋市中港区潮見町37-23 ⑤141,225円 ⑥
25.8.2
- ①灯油（建設局）（平野下水処理場）第3四半期買入（単価契約） 472KL
②一般 ③25.9.13 ④㈱シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島2-
11-30ヤマオキビル ⑤84,000円 ⑥25.8.2
- ①A重油（建設局）（中浜下水処理場ほか43箇所）第3四半期買入（単価契約）
181KL ②一般 ③25.9.13 ④旭油業㈱ 大阪市北区中崎西1-6-4
⑤84,525円 ⑥25.8.2
- ①灯油（建設局）（津守下水処理場ほか6箇所）第3四半期買入（単価契約）
151KL ②一般 ③25.9.13 ④㈱シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西
中島2-11-30ヤマオキビル ⑤84,525円 ⑥25.8.2
- ①揮発油（環境局）第3四半期 買入（単価契約） 149.9KL ②一般 ③
25.9.13 ④中川物産㈱ 愛知県名古屋市中港区潮見町37-23 ⑤140,595円
⑥25.8.2

①軽油（環境局）第3四半期 買入（単価契約） 310.8KL ②一般 ③25.9.13 ④トーヨーエナジー㈱ 大阪市中央区徳井町2-4-14 ⑤117,958円 ⑥25.8.2

①灯油（西淀工場ほか7箇所）第3四半期 買入（単価契約） 187KL ②一般 ③25.9.13 ④㈱シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島2-11-30ヤマオキビル ⑤85,575円 ⑥25.8.2

①灯油（小林斎場ほか1箇所）第3四半期 買入（単価契約） 150KL ②一般 ③25.9.13 ④中川物産㈱ 愛知県名古屋市中港区潮見町37-23 ⑤85,470円 ⑥25.8.2

①消防救急デジタル車載無線機 製造 24基 ②一般 ③25.9.20 ④富士通㈱ 関西支社 大阪市中央区城見2-2-6 富士通関西システムラボラトリ ⑤27,636,000円 ⑥25.7.29

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第1521号

次のとおり落札者等について告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎大阪市環境局総務部企画課経営改革担当（大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階）

①財務会計システム及び人事給与システムサービス利用にかかる初期構築業務 一式 ②総合評価一般競争入札 ③25.9.6 ④日本電気株式会社 関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号 ⑤104,000,000円 ⑥25.5.7

◎大阪市環境局総務部企画課経営改革担当（大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階）

①一部事務組合情報ネットワークシステムサービス利用にかかる初期構築業務 一式 ②総合評価一般競争入札 ③25.9.13 ④株式会社ケイ・オペティコム 大阪市北区中之島3丁目3番23号 ⑤6,000,000円 ⑥25.6.7

（環境局総務部企画課）

大阪市告示第1522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成25年8月23日 大阪市指令都計（開）第24-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区桜島2丁目407番乃至421番、423番、424番、425番の一部、426番、427番の一部、428番の一部、429番の一部、430番の一部、434番、443番（第1工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市此花区桜島2丁目1番33号

株式会社ユー・エス・ジェイ

代表取締役 グレン ガンペル

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1523号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年10月3日

大阪市指令都計建企 第1030号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
平野区 長吉長原1丁目	6番13 6番54	m 5.00	m 22.46	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1524号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年10月 8 日

大阪市指令都計建企 第1035号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
阿倍野区 共立通 2 丁目	17番 1 17番 2	m 4.00	m 90.00	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①梅田血管外科クリニック ②大阪市北区曾根崎2丁目1番12号 ③平成25年9月9日

①守田耳鼻咽喉科大阪駅前耳管クリニック ②大阪市北区芝田1丁目1番24号 ③平成25年9月1日

①上本町ぼく小児科／血液アレルギー科クリニック ②大阪市天王寺区上本町8丁目2番1号 ③平成25年9月1日

①石橋外科・整形外科 ②大阪市旭区清水2丁目19番25号 ③平成25年7月6日

①もりファミリークリニック ②大阪市住吉区长居2丁目11番15号 ③平成25年7月1日

①回生会クリニック ②大阪市平野区长吉長原西1丁目3番8号 ③平成25年9月2日

①神崎クリニック ②大阪市西成区鶴見橋1丁目6番15号 ③平成25年9月2日

①ひまわりクリニック ②大阪市西成区潮路1丁目9番12号 ③平成25年9月1日

- ①しまはら歯科クリニック ②大阪市大正区三軒家東6丁目8番17号 ③平成25年9月1日
- ①藤村歯科クリニック ②大阪市天王寺区上本町6丁目9番21号 ③平成25年9月1日
- ①よしかわ歯科医院 ②大阪市淀川区宮原5丁目6番9号 ③平成25年9月2日
- ①奥井歯科医院 ②大阪市城東区鳴野西5丁目20番1号 ③平成25年9月2日
- ①小室歯科阿倍野診療所 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 ③平成25年8月1日
- ①南津守ファミリー歯科 ②大阪市西成区南津守6丁目1番75号 ③平成25年9月1日
- ①天神橋ゆーあい薬局 ②大阪市北区天神橋4丁目7番2号 ③平成25年9月1日
- ①ほんじょう薬局 長柄店 ②大阪市北区長柄中2丁目1番4号 ③平成25年9月1日
- ①アップルプラス薬局 ②大阪市天王寺区寺田町1丁目6番29号 ③平成25年9月1日
- ①かしのき薬局 上本町店 ②大阪市天王寺区上本町8丁目2番1号 ③平成25年9月1日
- ①スギ薬局 日本橋五丁目店 ②大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号 ③平成25年9月1日
- ①シグマ薬局 ②大阪市東成区深江南1丁目6番13号 ③平成25年8月1日
- ①ハザマ薬局 ②大阪市城東区森之宮1丁目5番105号 ③平成25年9月1日
- ①あけぼの薬局 昭和町店 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目46番28号 ③平成25年8月1日
- ①協栄薬局 阿倍野店 ②大阪市阿倍野区松崎町4丁目4番22-102号 ③平成25年9月1日
- ①住之江日本薬局 ②大阪市住之江区御崎5丁目14番11-102号 ③平成25年9月1日
- ①住之江東加賀屋イレブン薬局 ②大阪市住之江区東加賀屋4丁目6番19号 ③平成25年9月1日
- ①ドクトル薬局 ②大阪市住吉区荻田8丁目6番4号 ③平成25年9月1日
- ①Team Medical 訪問看護ステーション ②大阪市都島区内代町1丁目1番22号 ③平成25年9月1日
- ①訪問看護ステーション まつうら ②大阪市港区弁天2丁目1番30号 ③平成25年9月1日
- ①ハピネス訪問看護ステーション ②大阪市平野区平野北1丁目10番5-701号 ③平成25年9月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：医療法人ともえ会 きたはら第2クリニック （新）：医療法人ともえ会 きたはらクリニック ②大阪市東淀川区菅原6丁目1番19号 ③平成25年6月28日

①歯科あしはらばし院 ②大阪市浪速区塩草3丁目11番9－101号 ③平成25年8月16日

①（旧）：サンフラワー薬局 （新）：サンプラザ薬局新大阪 ②大阪市淀川区西中島6丁目8番9－102号 ③平成25年9月2日

①（旧）：サンフラワー薬局 （新）：サンプラザ薬局森小路 ②大阪市旭区新森4丁目13番23号 ③平成25年9月2日

①訪問看護ステーションカルミア ②（旧）：大阪市鶴見区鶴見4丁目10番6号 （新）：大阪市鶴見区鶴見4丁目9番5号 ③平成25年8月7日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①三宅医院 ②大阪市此花区梅香3丁目10番12号 ③平成24年11月30日

- ①高田ようこアイクリニック ②大阪市中心区今橋3丁目2番17号 ③平成25年8月31日
- ①石橋外科診療所 ②大阪市旭区清水2丁目19番25号 ③平成25年7月5日
- ①もりファミリークリニック ②大阪市住吉区长居2丁目11番15号 ③平成25年6月30日
- ①希望クリニック ②大阪市西成区潮路1丁目9番12号 ③平成25年7月31日
- ①小林診療所 ②大阪市西成区鶴見橋3丁目8番26号 ③平成25年8月31日
- ①あば歯科医院 ②大阪市中心区西心斎橋1丁目8番11号 ③平成24年12月31日
- ①小室歯科阿倍野診療所 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 ③平成25年7月31日
- ①大阪社会医療センター歯科診療所 ②大阪市西成区花園北1丁目2番19号 ③平成25年3月31日
- ①希望クリニック（歯科） ②大阪市西成区潮路1丁目9番12号 ③平成25年7月31日
- ①フタツカ薬局 中津 ②大阪市北区芝田2丁目9番19号 ③平成24年6月30日
- ①近畿調剤 でんぼう高見薬局 ②大阪市此花区伝法1丁目3番17号 ③平成25年8月25日
- ①東西薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目46番27号 ③平成25年7月31日
(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- ①名称 ②所在地 ③辞退年月日
- ①ふじよし在宅クリニック ②大阪市浪速区戎本町1丁目9番15号 ③平成25年9月1日
(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①あいほっぴケア ②大阪市北区天満2丁目12番15-401号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）

①今井歯科クリニック ②大阪市北区本庄西2丁目6番16号 ③居宅療養管理指導（平成25年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年7月1日）

①大阪神山さくら薬局 ②大阪市北区神山町14番22号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①北区在宅デイサービスセンター ②大阪市北区神山町15番11号 ③通所介護（平成25年8月1日） 介護予防通所介護（平成25年8月1日）

①デイサービス桜花 ②大阪市北区菅栄町5番3号 ③通所介護（平成25年8月1日） 介護予防通所介護（平成25年8月1日）

①ライフ神山町薬局 ②大阪市北区神山町1番7号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①Team Medical 訪問看護ステーション ②大阪市都島区内代町1丁目1番22号 ③訪問看護（平成25年9月1日） 介護予防訪問看護（平成25年9月1日）

①訪問看護ステーションゆいか ②大阪市都島区中野町2丁目7番12-303号 ③介護予防居宅療養管理指導（平成25年8月1日） 介護予防訪問看護（平成25年8月1日）

①ポカボ館 ②大阪市都島区都島中通2丁目7番17号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）

①みさきクリニック ②大阪市都島区東野田町1丁目21番14-708号 ③訪問看護（平成25年9月1日） 居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防訪問看護（平成25年9月1日）

①大阪鷺洲さくら薬局 ②大阪市福島区鷺洲4丁目3番23-106号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①さくら薬局大阪高見店 ②大阪市此花区高見2丁目12番16号 ③居宅療養管

- 理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①さくら薬局大阪西島店 ②大阪市此花区西島2丁目1番11号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①さくら薬局阪神西九条駅店 ②大阪市此花区西九条3丁目15番11号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①ゆめゆめらいふ此花四貫島デイサービスセンター ②大阪市此花区四貫島1丁目5番23号 ③通所介護（平成25年8月1日） 介護予防通所介護（平成25年8月1日）
①リハビリデイサービス小蝶 ②大阪市此花区高見3丁目18番18号 ③通所介護（平成25年8月1日） 介護予防通所介護（平成25年8月1日）
①さくら薬局大阪天満橋駅店 ②大阪市中央区大手前1丁目7番31号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①さくら薬局大阪船越店 ②大阪市中央区船越町2丁目1番5号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①デイサービスセンターしあわせの道 ②大阪市中央区安堂寺町2丁目7番5号 ③通所介護（平成25年9月1日） 介護予防通所介護（平成25年9月1日）
①ヘルパーステーションアクア ②大阪市中央区船場中央3丁目3番9-217号 ③訪問介護（平成25年7月29日）
①大阪阿波座さくら薬局 ②大阪市西区立売堀5丁目6番22号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①フタツカ薬局阿波座 ②大阪市西区西本町3丁目1番1号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
①介護センターココ ②大阪市大正区小林東3丁目7番17-103号 ③介護予防訪問介護（平成25年9月1日）
①ケアセンタービックハート ②大阪市大正区北村1丁目12番8号 ③訪問介護（平成25年8月1日） 介護予防訪問介護（平成25年8月1日）
①デイサービス大黒天 ②大阪市大正区泉尾1丁目40番17号 ③通所介護（平成25年8月1日）
①ビーナスクラブ泉尾 ②大阪市大正区泉尾2丁目14番7号 ③通所介護（平成25年9月1日） 介護予防通所介護（平成25年9月1日）
①いきいきらいふSPA天王寺 ②大阪市天王寺区空清町11番19号 ③通所介護（平成25年9月1日） 介護予防通所介護（平成25年9月1日）
①一栄デンタルクリニック難波診療所 ②大阪市浪速区難波中2丁目3番20号
③居宅療養管理指導（平成25年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年7月1日）
①ケアプランセンターくまさん ②大阪市浪速区戎本町2丁目4番3-106号
③居宅介護支援（平成25年9月1日）

- ①スギ薬局日本橋五丁目店 ②大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①はやぶさ在宅クリニック ②大阪市浪速区元町1丁目7番22号 ③居宅療養管理指導（平成25年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年7月1日）
- ①ケアプランセンター夢の里 ②大阪市西淀川区野里1丁目1番16号 ③居宅介護支援（平成25年9月1日）
- ①ケアプランセンター癒の道 ②大阪市淀川区十三東1丁目17番13-202号 ③居宅介護支援（平成25年9月1日）
- ①さくら薬局大阪野中北店 ②大阪市淀川区野中北2丁目6番13号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①さくら薬局大阪西三国店 ②大阪市淀川区西三国1丁目3番13-101号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①よしかわ歯科医院 ②大阪市淀川区宮原5丁目6番9号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月2日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月2日）
- ①医整会リハビリセンターデイサービス ②大阪市東淀川区西淡路1丁目16番13号 ③通所介護（平成25年7月1日） 介護予防通所介護（平成25年7月1日）
- ①ケアセンターねこの手 ②大阪市東淀川区下新庄6丁目13番11-206号 ③訪問介護（平成25年8月1日） 介護予防訪問介護（平成25年8月1日）
- ①ケア21豊新 ②大阪市東淀川区豊新2丁目4番11-105号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）
- ①ひまわり薬局 ②大阪市東淀川区菅原6丁目2番20号 ③介護予防居宅療養管理指導（平成25年1月1日）
- ①ケアプランセンター国見館 ②大阪市東成区神路2丁目5番6号 ③居宅介護支援（平成25年8月1日）
- ①さくら薬局大阪深江南店 ②大阪市東成区深江南2丁目12番28号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①シグマ薬局 ②大阪市東成区深江南1丁目6番13号 ③居宅療養管理指導（平成25年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年8月1日）
- ①デイサービスらびす ②大阪市東成区深江南2丁目3番26号 ③通所介護（平成25年9月1日） 介護予防通所介護（平成25年9月1日）
- ①訪問介護ステーション国見館 ②大阪市東成区神路2丁目5番6号 ③訪問介護（平成25年8月1日） 介護予防訪問介護（平成25年8月1日）
- ①リハビリデイサービスパール ②大阪市東成区東今里3丁目14番29号 ③通所介護（平成25年7月1日） 介護予防通所介護（平成25年7月1日）

- ①大阪巽さくら薬局 ②大阪市生野区巽南3丁目7番9号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①ケアプランセンターいくのあいわ ②大阪市生野区巽南5丁目7番64号 ③居宅介護支援（平成25年9月1日）
- ①ケアプランセンタープラティア生野 ②大阪市生野区巽東3丁目9番24号 ③居宅介護支援（平成25年8月1日）
- ①ベルライフプランニング ②大阪市生野区田島5丁目9番13号 ③福祉用具貸与（平成25年9月1日） 特定福祉用具販売（平成25年9月1日） 居宅介護支援（平成25年9月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年9月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年9月1日）
- ①アッシュ ②大阪市旭区今市1丁目2番5号 ③訪問介護（平成25年8月1日） 福祉用具貸与（平成25年8月1日） 特定福祉用具販売（平成25年8月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年8月1日） 介護予防訪問介護（平成25年8月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年8月1日）
- ①いきいきグループホーム太子橋 ②大阪市旭区太子橋3丁目2番8号 ③認知症対応型共同生活介護（平成25年9月1日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（平成25年9月1日）
- ①小規模多機能型居宅介護太子橋 ②大阪市旭区太子橋3丁目2番8号 ③小規模多機能型居宅介護（平成25年9月1日） 介護予防小規模多機能型居宅介護（平成25年9月1日）
- ①笑和健康リハビリデイサービス関目 ②大阪市旭区高殿7丁目1番25号 ③介護予防通所介護（平成25年3月1日）
- ①アップルプラス薬局 ②大阪市城東区今福西2丁目6番6-104号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①ケア21鳴野 ②大阪市城東区中浜1丁目21番12号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）
- ①さくら薬局大阪鳴野西店 ②大阪市城東区鳴野西4丁目10番14号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①ハザマ薬局 ②大阪市城東区森之宮1丁目5番105号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①ゆとりケアステーション ②大阪市鶴見区放出東2丁目3番6-101号 ③居宅介護支援（平成25年9月1日）
- ①あけぼの薬局昭和町店 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目46番28号 ③居宅療養管理指導（平成25年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年8月1日）
- ①協栄薬局阿倍野店 ②大阪市阿倍野区松崎町4丁目4番22-102号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①慶元歯科クリニック ②大阪市阿倍野区昭和町5丁目12番16号 ③居宅療養

管理指導（平成25年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年8月1日）

①訪問介護福祉事業所花ことば ②大阪市阿倍野区阪南町5丁目17番3号 ③訪問介護（平成25年3月1日） 介護予防訪問介護（平成25年3月1日）

①大阪住吉さくら薬局 ②大阪市住之江区粉浜西2丁目3番45号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①ケアプランセンターこむぎ ②大阪市住之江区北加賀屋2丁目8番19号 ③居宅介護支援（平成25年8月1日）

①さくら薬局大阪住之江店 ②大阪市住之江区住之江2丁目6番11号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①さくら薬局大阪玉出駅前店 ②大阪市住之江区粉浜西1丁目1番22-102号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①さくら薬局大阪浜口西店 ②大阪市住之江区浜口西3丁目5番27号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①特別養護老人ホーム加賀屋の森 ②大阪市住之江区北加賀屋5丁目4番23号 ③短期入所生活介護（平成25年9月1日） 介護予防短期入所生活介護（平成25年9月1日）

①さくら薬局大阪長居西店 ②大阪市住吉区長居西2丁目14番15-102号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①ドクトル薬局 ②大阪市住吉区荻田8丁目6番4号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①もりファミリークリニック ②大阪市住吉区長居2丁目11番15号 ③訪問看護（平成25年7月1日） 訪問リハビリテーション（平成25年7月1日） 居宅療養管理指導（平成25年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年7月1日） 介護予防訪問看護（平成25年7月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成25年7月1日）

①ケアプランセンターライフ ②大阪市東住吉区住道矢田7丁目5番15号 ③居宅介護支援（平成25年8月1日）

①さくら薬局大阪桑津店 ②大阪市東住吉区桑津2丁目8番21号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）

①スタイルケアサービス ②大阪市東住吉区鷹合2丁目12番24号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）

①デイサービスセンターあさひ ②大阪市東住吉区東田辺1丁目16番16号 ③通所介護（平成25年8月1日） 介護予防通所介護（平成25年8月1日）

- ①みお介護事業所 ②大阪市東住吉区矢田6丁目9番10号 ③訪問介護（平成25年8月1日） 介護予防訪問介護（平成25年8月1日）
- ①芽吹ケアプランセンター ②大阪市東住吉区鷹合1丁目11番12号 ③居宅介護支援（平成25年7月1日）
- ①永寿平野西の家 ②大阪市平野区平野西1丁目4番15号 ③認知症対応型通所介護（平成25年9月1日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成25年9月1日）
- ①オハナ平野ケアプランセンター ②大阪市平野区长吉長原4丁目1番24号 ③居宅介護支援（平成25年7月1日）
- ①回生会クリニック ②大阪市平野区长吉長原西1丁目3番8号 ③居宅療養管理指導（平成25年9月2日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月2日）
- ①ケアプランセンタースマイルプラス ②大阪市平野区喜連東2丁目1番58号 ③居宅介護支援（平成25年9月1日）
- ①ハピネス訪問看護ステーション ②大阪市平野区平野北1丁目10番5-701号 ③訪問看護（平成25年9月1日） 居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防訪問看護（平成25年9月1日）
- ①まごころ支援センター ②大阪市平野区长吉長原2丁目1番1号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 居宅介護支援（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）
- ①松井記念病院 ②大阪市平野区加美西2丁目3番5号 ③訪問看護（平成25年8月1日） 介護予防訪問看護（平成25年8月1日）
- ①リハビリデイサービス笑顔長原店 ②大阪市平野区长吉長原4丁目13番21号 ③通所介護（平成25年7月2日） 介護予防通所介護（平成25年7月2日）
- ①神崎クリニック ②大阪市西成区鶴見橋1丁目6番15号 ③訪問看護（平成25年9月2日） 居宅療養管理指導（平成25年9月2日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月2日） 介護予防訪問看護（平成25年9月2日）
- ①ひまわりクリニック ②大阪市西成区潮路1丁目9番12号 ③訪問看護（平成25年9月1日） 居宅療養管理指導（平成25年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年9月1日）
- ①藤田記念病院 ②大阪市西成区长橋3丁目6番45号 ③通所リハビリテーション（平成25年10月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成25年10月1日）
- ①プラス・テン介護サービス ②大阪市西成区橋3丁目5番13号 ③訪問介護（平成25年9月1日） 介護予防訪問介護（平成25年9月1日）
- ①ゆめ ②大阪市西成区鶴見橋3丁目8番43号 ③福祉用具貸与（平成25年8月1日） 特定福祉用具販売（平成25年8月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年8月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年8月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①ニチイケアセンター難波 ②（旧）：大阪市中心区南船場1丁目14番6号
（新）：大阪市中心区南船場2丁目6番10-2号 ③訪問介護（平成24年4月20日）
居宅介護支援（平成24年4月20日） 介護予防訪問介護（平成24年4月20日）

①きっこう会多根訪問看護ステーション ②（旧）：大阪市中心区境川1丁目1番36号
（新）：大阪市中心区境川1丁目2番37号 ③訪問看護（平成25年1月12日）
介護予防訪問看護（平成25年1月12日）

①浪速区在宅サービスセンター ②（旧）：大阪市中心区浪速区敷津東1丁目1番30号
（新）：大阪市中心区浪速区難波中3丁目8番8号 ③居宅介護支援（平成17年9月23日）

①ヘルパーステーションわかば ②（旧）：大阪市中心区淀川区十三東3丁目7番4号
（新）：大阪市中心区淀川区新北野2丁目8番22号 ③訪問介護（平成25年6月14日）
介護予防訪問介護（平成25年6月14日）

①（旧）：きたはら第2クリニック （新）：きたはらクリニック ②大阪市中心区
東淀川区菅原6丁目1番19号 ③居宅療養管理指導（平成25年6月28日） 介護
予防居宅療養管理指導（平成25年6月28日）

①しんあいケアステーション ②（旧）：大阪市中心区東成区大今里西1丁目1番5号
（新）：大阪市中心区東成区東小橋1丁目11番2号 ③訪問介護（平成25年7月1日）
介護予防訪問介護（平成25年7月1日）

①フォーシーズンケアプランセンター ②（旧）：大阪市中心区生野区中川5丁目4番2号
（新）：大阪市中心区生野区新今里3丁目23番10号 ③居宅介護支援（平成25年4月22日）

①ゆとり介護サービス ②（旧）：大阪市中心区鶴見区放出東1丁目16番2号 （新）：
大阪市中心区鶴見区放出東2丁目3番6-101号 ③訪問介護（平成25年8月5日）
介護予防訪問介護（平成25年8月5日）

- ①株式会社ログ ②(旧)：大阪市阿倍野区阿倍野元町16番6-307号 (新)：大阪市阿倍野区阿倍野元町16番6-107号 ③福祉用具貸与(平成25年8月1日) 特定福祉用具販売(平成25年8月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成25年8月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成25年8月1日)
- ①ログ ②(旧)：大阪市阿倍野区阿倍野元町16番6-307号 (新)：大阪市阿倍野区阿倍野元町16番6-107号 ③居宅介護支援(平成25年8月1日)
- ①あいの手ケアプランセンター東住吉 ②(旧)：大阪市東住吉区北田辺6丁目6番13号 (新)：大阪市東住吉区北田辺4丁目21番11号 ③居宅介護支援(平成25年3月21日)
- ①オレンジハーモニー訪問看護ステーション ②(旧)：大阪市東住吉区住道矢田1丁目25番14号 (新)：大阪市東住吉区南田辺3丁目4番7-602号 ③訪問看護(平成25年7月16日) 介護予防訪問看護(平成25年7月16日)
- ①八木介護サービス ②(旧)：大阪市東住吉区今川4丁目21番21号 (新)：大阪市東住吉区南田辺1丁目9番43号 ③訪問介護(平成25年8月1日) 居宅介護支援(平成25年8月1日) 介護予防訪問介護(平成25年8月1日)
- ①シクロケアプランセンター ②(旧)：大阪市西成区鶴見橋1丁目4番14号 (新)：大阪市西成区花園南1丁目7番3号 ③居宅介護支援(平成25年8月1日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1531号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別(廃止年月日)

①近畿調剤でんぼう高見薬局 ②大阪市此花区伝法1丁目3番17号 ③居宅療養管理指導(平成25年8月24日) 介護予防居宅療養管理指導(平成25年8月24日)

①ふじよし在宅クリニック ②大阪市浪速区戎本町1丁目9番15号 ③訪問看護(平成25年9月1日) 訪問リハビリテーション(平成25年9月1日) 居宅療養管理指導(平成25年9月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成25年

9月1日) 介護予防訪問看護(平成25年9月1日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成25年9月1日)

①瀬尾歯科医院 ②大阪市淀川区西三国4丁目8番19号 ③居宅療養管理指導(平成23年2月28日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年2月28日)

①ケアプランセンター国見館 ②大阪市生野区林寺1丁目4番24号 ③居宅介護支援(平成25年7月31日)

①訪問介護ステーション国見館 ②大阪市生野区林寺1丁目4番24号 ③訪問介護(平成25年7月31日) 介護予防訪問介護(平成25年7月31日)

①東西薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目46番27号 ③居宅療養管理指導(平成25年7月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成25年7月31日)

①ヘルパーステーションメディ ②大阪市住吉区长居東1丁目10番23号 ③訪問介護(平成25年9月10日) 介護予防訪問介護(平成25年9月10日)

①もりファミリークリニック ②大阪市住吉区长居2丁目11番15号 ③訪問看護(平成25年6月30日) 訪問リハビリテーション(平成25年6月30日) 居宅療養管理指導(平成25年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成25年6月30日) 介護予防訪問看護(平成25年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成25年6月30日)

①介護センタースマイルプラス ②大阪市平野区喜連東2丁目1番58号 ③居宅介護支援(平成25年8月31日)

①ドリームケアセンター ②大阪市平野区背戸口3丁目9番30-602号 ③訪問介護(平成25年7月31日) 居宅介護支援(平成25年7月31日)

①まごころ支援センター ②大阪市平野区长吉長原2丁目1番1号 ③訪問介護(平成25年8月31日) 居宅介護支援(平成25年8月31日) 介護予防訪問介護(平成25年8月31日)

①アユート ②大阪市西成区天下茶屋2丁目21番10号 ③福祉用具貸与(平成25年7月31日) 特定福祉用具販売(平成25年7月31日) 特定介護予防福祉用具販売(平成25年7月31日) 介護予防福祉用具貸与(平成25年7月31日)

①希望クリニック ②大阪市西成区潮路1丁目9番12号 ③居宅療養管理指導(平成25年7月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成25年7月31日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1532号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた

生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①吉田 和将 ②しょう整骨院 ③大阪市都島区内代町1丁目6番24号 ④平成25年9月2日

①寺井 秀隆 ②ハイカラ整骨院 ③大阪府中央区谷町6丁目4番17号 ④平成25年7月1日

①岸本 章 ②（往療専門） ③大阪府西区江戸堀2丁目7番27号 ④平成25年8月28日

①田中 仁史 ②ありた整骨院 ③大阪府淀川区新北野3丁目7番17号 ④平成25年8月6日

①福岡 智子 ②ライフケア鍼灸院 ③大阪府淀川区三国本町2丁目8番3号 ④平成25年9月2日

①木村 友哉 ②優悠会 おひさま鍼灸マッサージ治療院 ③大阪府淀川区塚本2丁目8番14-801号 ④平成25年8月1日

①寺田 祥 ②ひだまり整骨院 ③大阪府東淀川区瑞光1丁目11番1号 ④平成25年9月1日

①濱田 陽一 ②鍼灸処はまだ ③大阪府東淀川区豊新3丁目20番8号 ④平成25年8月12日

①門田 幸康 ②整骨健美道院 ③大阪府東成区東小橋3丁目9番20号 ④平成25年8月1日

①門田 幸康 ②鍼灸あん摩指圧マッサージ 健美道院 ③大阪府東成区東小橋3丁目9番20号 ④平成25年7月25日

①金山 成勲 ②金山整骨院 ③大阪府生野区舍利寺1丁目8番5号 ④平成25年9月1日

①河合 聡之 ②佐野鍼灸整骨院 ③大阪府城東区鳴野西5丁目2番11号 ④平成25年8月1日

①中野 弘之 ②アライ訪問マッサージ ③大阪府城東区永田2丁目15番17-306号 ④平成25年9月1日

①福田 円 ②こころ大阪東鍼灸治療院 ③大阪府城東区野江2丁目20番18号 ④平成25年9月1日

①竹内 保雄 ②ヒーリングオフィス整骨院 ③大阪府鶴見区安田3丁目17番24号 ④平成25年8月1日

①小林 卓司 ②たんぽぽ鍼灸整骨院 ③大阪府住吉区長居3丁目13番9号 ④平成25年6月1日

①曾和 勝 ②すこやか堂整骨院 ③大阪府住吉区荻田9丁目15番5号 ④平成25年9月2日

①重豊 公三 ②ひまわり整骨院 ③大阪府東住吉区湯里2丁目12番8号 ④平成25年9月5日

- ①田中 大翼 ②針中野駒川整骨院 ③大阪市東住吉区駒川 5 丁目 8 番 9 号
④平成25年 8 月 20 日
- ①若林 暁良 ②天下茶屋整骨院 ③大阪市西成区花園南 2 丁目 7 番12号 ④
平成25年 9 月 2 日
- ①西浦 秀 ②西浦整骨院 ③大阪市西成区千本中 1 丁目18番19号 ④平成25
年 8 月 23 日
- ①大垣 英則 ②整骨院ありす ③大阪市西成区鶴見橋 1 丁目13番10号 ④平
成25年 8 月 24 日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- ①施術者名 ②施術所名 ③施術住所 ④変更年月日
- ①（旧）：野久尾 夏代 （新）：木下 夏代 ②えにし鍼灸整骨院 ③大阪
市福島区大開 2 丁目 4 番17号 ④平成25年 8 月 26 日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

- ①北橋 佑里 ②さくら整骨院 ③大阪府中央区玉造1丁目5番8-601号
④平成25年8月31日
- ①福本 充 ②あず整骨院 ③大阪府淀川区東三国5丁目15番18-103号 ④
平成25年8月12日
- ①濱田 陽一 ②愛マッサージ施術院 ③大阪府東淀川区大桐1丁目7番5-
103号 ④平成24年6月30日
- ①金山 成勲 ②金山整骨院 ③大阪府生野区生野東3丁目13番9号 ④平成
25年8月18日
- ①吉田 芳孝 ②佐野鍼灸整骨院 ③大阪府城東区鳴野西5丁目2番11号 ④
平成25年5月31日
- ①西浦 秀 ②秀整骨院 ③大阪府住吉区清水丘2丁目22番15号 ④平成25年
7月25日
- ①曾和 勝 ②すこやか堂整骨院 ③大阪府住吉区荻田9丁目14番18号 ④平
成25年9月1日
- ①田中 仁史 ②北斗整骨院 ③大阪府住吉区我孫子1丁目7番6号 ④平成
20年6月1日
- ①白井 篤 ②西浦整骨院 ③大阪府西成区千本中1丁目18番19号 ④平成25
年8月23日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第1535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社恵愛介護サービス ②恵愛介護サービス住吉 大阪府住吉区長居西三丁目7番18号 コーポルナ101号 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社アイケアパートナーズ大阪 ②アイケアヘルパーセンター大阪 大阪府平野区長吉長原1-1-43-701 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①デコボン合同会社 ②わかぎの介護サービス 大阪府住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルITM棟4階P-2-2 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社ふれんど介護サービス ②福祉用具ふれんど 大阪府西成区千本南一丁目3番14-105 ③平成25年10月1日 ④特定福祉用具販売
- ①株式会社A n i m o ②訪問介護あにも 大阪府西成区長橋一丁目7番19号

- ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社黎明 ②アクセス訪問介護センター 大阪市平野区背戸口三丁目6番10号 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社トルチェ ②AMケア住吉公園 大阪市住之江区西住之江三丁目1番15号 クローバー西住之江102号室 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①合同会社瑞樹 ②ケアセンターカリナ 大阪市住之江区御崎六丁目14番22号 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①有限会社ナカサダ ②ほっとケアセンター中井 大阪市平野区喜連一丁目1番75号 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社シナジーコーポレーション ②キューティー愛訪問看護ステーション 大阪市平野区喜連東一丁目7番18号 ③平成25年10月1日 ④訪問看護
- ①ケアサポート合同会社 ②介護センターひまわり 大阪市大正区千島三丁目17番17号 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社シルバーサービスモリタ ②きらきらハート 大阪市旭区森小路二丁目8番14号 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①合同会社桂 ②介護事業所ケアセンターあいば 大阪市西成区天下茶屋3丁目23番8号(1階) ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①アデランテ株式会社 ②宅老所あでらんで「二条大池商店街の家」 大阪市生野区田島二丁目4番12号 ③平成25年10月1日 ④通所介護
- ①株式会社ケア21 ②ケア21森小路 大阪市旭区新森三丁目4番25号 山本フラッツ1階101号室 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社エルテック ②介護センターエル 大阪市浪速区敷津東一丁目4番17号2階A号室 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①植田商事株式会社 ②紅葉介護センター 大阪市平野区流町三丁目20番4号 T・Hビル503号室 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①合同会社なごみ福祉タクシー ②心の虹デイサービスおはな 大阪市生野区林寺五丁目10番25号 ③平成25年10月1日 ④通所介護
- ①株式会社正田 ②リハビリデイサービスしあわせ 大阪市北区同心二丁目1番23号 大軽ビル3F ③平成25年10月1日 ④通所介護
- ①株式会社T S U M U G I 舎 ②生活サポート「たんと」 大阪市城東区諏訪四丁目1番16号 メゾン深江101号室 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①株式会社アス・ワン ②アスワンケアステーション大桐 大阪市東淀川区大桐二丁目5番8号2F ③平成25年10月1日 ④通所介護
- ①日本福祉サービス株式会社 ②訪問介護ステーション日本福祉サービス 大阪市平野区加美北一丁目10番15号 ミウチハイツ306号室 ③平成25年10月1日 ④訪問介護
- ①ブックマークジャパン株式会社 ②訪問看護ステーション栞 大阪市中央区常盤町二丁目1番8号 親和ビル1階 ③平成25年10月1日 ④訪問看護・居宅療養管理指導
- ①株式会社あかつき ②あかつきデイサービスセンターpage式 大阪市東

住吉区杭全一丁目9番13号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①株式会社一期一会 ②あいあい 大阪市城東区鳴野東二丁目23番16号 ボス
ール鳴野1階C ③平成25年10月1日 ④訪問介護

①株式会社フォーユーメディカル ②フォーユー薬局朝潮橋店介護サービス
大阪市港区八幡屋一丁目11番10号 4階 ③平成25年10月1日 ④福祉用具貸
与

①一般社団法人弘輪 ②デイサービス弘輪 大阪市阿倍野区王子町二丁目17番
2号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①株式会社こばやしメディカルサポート ②デイサービス庵つるみ 大阪市鶴
見区安田二丁目3番39号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①E I E I . O株式会社 ②デイサービスセンターSD健寿南巽店 大阪市生
野区巽南五丁目4番33号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①株式会社インフィニティー ②ライフケア蓮 大阪市中央区高津一丁目9番
10号 サムティインテリジェンスビル402 ③平成25年10月1日 ④訪問介護

①株式会社ケアサポートうえだ ②デイサービスげんき 大阪市東成区深江南
二丁目2番7号南側 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①株式会社アレックス ②ソフトリハスペースげんき 大阪市北区本庄東一丁
目19番6号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①一般財団法人全国高齢者専用賃貸住宅機構 ②青空ケアサービス 大阪市
中央区島町一丁目1番1号 島町ビル6階 ③平成25年10月1日 ④福祉用具貸
与・特定福祉用具販売

①株式会社とびっきり ②デイサービスとびっきり東三国 大阪市淀川区東三
国二丁目7番5号 メゾンファミリー北大阪1階 ③平成25年10月1日 ④通
所介護

①株式会社エヌケイライフ ②いきいきらいふSPA北加賀屋 大阪市住之江
区中加賀屋二丁目3番14号 上田ビル1階 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①医療法人松仁会 ②訪問介護ステーションらぶりい 大阪市平野区加美鞍作
三丁目8番22号 マンション太平1号館102号 ③平成25年10月1日 ④訪問
介護

①株式会社ニチイ学館 ②ニチイケアセンター此花 大阪市此花区春日出北一
丁目20番6号 セントハイネリア1階 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①リハ・ハピネス株式会社 ②レッツ倶楽部今里 大阪市東成区大今里二丁目
6番1号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①株式会社ピュアライフ ②デイ100あさひ 大阪市旭区中宮五丁目4番30
号 ③平成25年10月1日 ④通所介護

①株式会社大宜 ②訪問介護こねくと 大阪市住之江区北島三丁目1番6号
③平成25年10月1日 ④訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1536号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①メディケアポート株式会社 ②アルファ訪問看護ステーション 大阪市西区西本町一丁目10番3号 新松岡ビル203号 ③平成25年9月24日 ④訪問看護

①有限会社うえいくあつぷ ②有限会社うえいくあつぷ 大阪市北区南扇町7番2号 ユニ東梅田511号 ③平成25年8月31日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①株式会社すまいる ②在宅ケアセンターすまいる 大阪市港区三先一丁目10番28号 サンファミリー三先801 ③平成25年8月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①有限会社ケアフリー ②ケアフリー訪問入浴サービス 大阪市東住吉区矢田一丁目20番22号 メゾン・ド・アベニュー101 ③平成25年9月30日 ④訪問入浴介護

①株式会社アトリエオー ②訪問介護ステーションこころ 大阪市東住吉区杭全八丁目3番36号 ③平成25年9月30日 ④訪問介護

①株式会社C l e a r ②ひとみ介護サービス 大阪市東住吉区西今川一丁目5番4号 ③平成25年9月30日 ④訪問介護

①有限会社K A T E ②介護ステーションなの花 大阪市住吉区墨江三丁目14番11号 ③平成25年8月31日 ④訪問介護

①有限会社谷介護センター ②訪問介護センターアクト 大阪市住吉区南住吉四丁目15番7号 2階 ③平成25年9月23日 ④訪問介護

①M－R株式会社 ②あいあいデイサービス 大阪市住吉区長居東一丁目22番17号 ③平成25年9月30日 ④通所介護

①メディバンク株式会社 ②ヘルパーステーションメディ 大阪市住吉区長居東1丁目10番23号 ③平成25年9月10日 ④訪問介護

①株式会社f a t e ②ふあいと訪問介護ステーション 大阪市旭区赤川四丁目1番27号 ③平成25年9月30日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①株式会社ケアコミュニケーションズ ②アイケアヘルパーセンター 大阪市平野区平野西三丁目9－1 摂陽ハイツ406号 ③平成25年9月30日 ④訪問介護

①特定非営利活動法人まごころ支援センター ②まごころ支援センター 大阪市平野区長吉長原二丁目1番1号 ③平成25年8月31日 ④訪問介護

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第1537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①デコボン合同会社 ②わかぎの介護サービス 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T Cビル I T M棟4階P-2-2 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①株式会社日本社会福祉総合研究所 ②ゆきかぜ 大阪市東淀川区上新庄三丁目6番2号 トモエハイツ109号室 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①合同会社介護計画いきいき ②介護計画いきいき 大阪市住吉区万代六丁目8番14号 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①株式会社クリエイトオフィス ②オレンジケアプランセンター 大阪市平野区背戸口二丁目11番23号1階 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①株式会社黎明 ②アクセス在宅介護支援センター 大阪市平野区背戸口三丁目6番10号 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①有限会社和敬堂 ②ケアプランセンターげんきプラス 大阪市東淀川区豊里二丁目14番20号 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①株式会社シルバーサービスモリタ ②きらきらハート 大阪市旭区森小路二丁目8番14号 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

①日本セラピー株式会社 ②にこにこケアプランセンター 大阪市住吉区苅田七丁目12番19号 北野マンション411号室 ③平成25年10月1日 ④居宅介護支援

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第1538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種

類

- ①メディバンク株式会社 ②ケアプランセンターメディ 大阪市住吉区長居東
1丁目10番23号 ③平成25年9月10日 ④居宅介護支援
- ①株式会社心介護サービス ②居宅介護支援事業所ぼうし 大阪市西成区山王
三丁目10番17号 ③平成25年9月30日 ④居宅介護支援
- ①特定非営利活動法人まごころ支援センター ②まごころ支援センター 大阪
市平野区長吉長原二丁目1番1号 ③平成25年8月31日 ④居宅介護支援
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護
予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第115条の10の規定に
より告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サー
ビスの種類
- ①株式会社恵愛介護サービス ②恵愛介護サービス住吉 大阪市住吉区長居西
三丁目7番18号 コーポルナ101号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介
護
- ①株式会社アイケアパートナーズ大阪 ②アイケアヘルパーセンター大阪 大
阪市平野区長吉長原1-1-43-701 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問
介護
- ①デコポン合同会社 ②わかぎの介護サービス 大阪市住之江区南港北二丁目
1番10号 A T C ビル I T M 棟 4 階 P - 2 - 2 ③平成25年10月1日 ④介護
予防訪問介護
- ①株式会社ふれんど介護サービス ②福祉用具ふれんど 大阪市西成区千本南
一丁目3番14-105 ③平成25年10月1日 ④特定介護予防福祉用具販売
- ①株式会社A n i m o ②訪問介護あにも 大阪市西成区長橋一丁目7番19号
③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社黎明 ②アクセス訪問介護センター 大阪市平野区背戸口三丁目6
番10号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社トルチェ ②AMケア住吉公園 大阪市住之江区西住之江三丁目1
番15号 クローバー西住之江102号室 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問
介護
- ①合同会社瑞樹 ②ケアセンターカリナ 大阪市住之江区御崎六丁目14番22号
③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社ナカサダ ②ほっとケアセンター中井 大阪市平野区喜連一丁目1

番75号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社シナジーコーポレーション ②キューティー愛訪問看護ステーション 大阪市平野区喜連東一丁目7番18号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問看護

①ケアサポート合同会社 ②介護センターひまわり 大阪市大正区千島三丁目17番17号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社シルバーサービスモリタ ②きらきらハート 大阪市旭区森小路二丁目8番14号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社桂 ②介護事業所ケアセンターあいば 大阪市西成区天下茶屋3丁目23番8号(1階) ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①アデランテ株式会社 ②宅老所あでらんで「二条大池商店街の家」 大阪市生野区田島二丁目4番12号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護

①株式会社ケア21 ②ケア21森小路 大阪市旭区新森三丁目4番25号 山本フラッツ1階101号室 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社エルテック ②介護センターエル 大阪市浪速区敷津東一丁目4番17号2階A号室 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①植田商事株式会社 ②紅葉介護センター 大阪市平野区流町三丁目20番4号 T・Hビル503号室 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①合同会社なごみ福祉タクシー ②心の虹デイサービスおはな 大阪市生野区林寺五丁目10番25号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護

①株式会社正田 ②リハビリデイサービスしあわせ 大阪市北区同心二丁目1番23号 大軽ビル3F ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護

①株式会社TSUMUGI舎 ②生活サポート「たんと」 大阪市城東区諏訪四丁目1番16号 メゾン深江101号室 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社アス・ワン ②アスワンケアステーション大桐 大阪市東淀川区大桐二丁目5番8号2F ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護

①日本福祉サービス株式会社 ②訪問介護ステーション日本福祉サービス 大阪市平野区加美北一丁目10番15号 ミウチハイツ306号室 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①ブックマークジャパン株式会社 ②訪問看護ステーション栞 大阪市中央区常盤町二丁目1番8号 親和ビル1階 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①株式会社あかつき ②あかつきデイサービスセンターpage式 大阪市東住吉区杭全一丁目9番13号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護

①株式会社一期一会 ②あいあい 大阪市城東区鳴野東二丁目23番16号 ボヌール鳴野1階C ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社フォーユーメディカル ②フォーユー薬局朝潮橋店介護サービス 大阪市港区八幡屋一丁目11番10号 4階 ③平成25年10月1日 ④介護予防福祉用具貸与

- ①一般社団法人弘輪 ②デイサービス弘輪 大阪市阿倍野区王子町二丁目17番2号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社こばやしメディカルサポート ②デイサービス庵つるみ 大阪市鶴見区安田二丁目3番39号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①E I E I . O株式会社 ②デイサービスセンターSD健寿南巽店 大阪市生野区巽南五丁目4番33号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社インフィニティー ②ライフケア蓮 大阪市中央区高津一丁目9番10号 サムティインテリジェンスビル402 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ケアサポートうえだ ②デイサービスげんき 大阪市東成区深江南二丁目2番7号南側 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社アレックス ②ソフトリハスペースげんき 大阪市北区本庄東一丁目19番6号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①一般財団法人全国高齢者専用賃貸住宅機構 ②青空ケアサービス 大阪市中央区島町一丁目1番1号 島町ビル6階 ③平成25年10月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①株式会社とびっきり ②デイサービスとびっきり東三国 大阪市淀川区東三国二丁目7番5号 メゾンファミール北大阪1階 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社エヌケイライフ ②いきいきらいふSPA北加賀屋 大阪市住之江区中加賀屋二丁目3番14号 上田ビル1階 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①医療法人松仁会 ②訪問介護ステーションらぶりい 大阪市平野区加美鞍作三丁目8番22号 マンション太平1号館102号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ニチイ学館 ②ニチイケアセンター此花 大阪市此花区春日出北一丁目20番6号 セントハイネリア1階 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①リハ・ハピネス株式会社 ②レッツ倶楽部今里 大阪市東成区大今里二丁目6番1号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ピュアライフ ②デイ100あさひ 大阪市旭区中宮五丁目4番30号 ③平成25年10月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社大宜 ②訪問介護こねくと 大阪市住之江区北島三丁目1番6号 ③平成25年10月1日 ④介護予防訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介

護予防サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①メディケアポート株式会社 ②アルファ訪問看護ステーション 大阪市西区西本町一丁目10番3号 新松岡ビル203号 ③平成25年9月24日 ④介護予防訪問看護

①有限会社うえいくあつぷ ②有限会社うえいくあつぷ 大阪市北区南扇町7番2号 ユニ東梅田511号 ③平成25年8月31日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①株式会社すまいる ②在宅ケアセンターすまいる 大阪市港区三先一丁目10番28号 サンファミリー三先801 ③平成25年8月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①有限会社ケアフリー ②ケアフリー訪問入浴サービス 大阪市東住吉区矢田一丁目20番22号 メゾン・ド・アベニュー101 ③平成25年9月30日 ④介護予防訪問入浴介護

①株式会社アトリエオー ②訪問介護ステーションこころ 大阪市東住吉区杭全八丁目3番36号 ③平成25年9月30日 ④介護予防訪問介護

①株式会社C l e a r ②ひとみ介護サービス 大阪市東住吉区西今川一丁目5番4号 ③平成25年9月30日 ④介護予防訪問介護

①有限会社K A T E ②介護ステーションなの花 大阪市住吉区墨江三丁目14番11号 ③平成25年8月31日 ④介護予防訪問介護

①有限会社谷介護センター ②訪問介護センターアクト 大阪市住吉区南住吉四丁目15番7号 2階 ③平成25年9月23日 ④介護予防訪問介護

①M－R株式会社 ②あいあいデイサービス 大阪市住吉区長居東一丁目22番17号 ③平成25年9月30日 ④介護予防通所介護

①メディバンク株式会社 ②ヘルパーステーションメディ 大阪市住吉区長居東1丁目10番23号 ③平成25年9月10日 ④介護予防訪問介護

①株式会社f a t e ②ふあいと訪問介護ステーション 大阪市旭区赤川四丁目1番27号 ③平成25年9月30日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社ケアコミュニケーションズ ②アイケアヘルパーセンター 大阪市平野区平野西三丁目9－1 摂陽ハイツ406号 ③平成25年9月30日 ④介護予防訪問介護

①特定非営利活動法人まごころ支援センター ②まごころ支援センター 大阪市平野区長吉長原二丁目1番1号 ③平成25年8月31日 ④介護予防訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1541号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市住之江区南港北2丁目8番4）

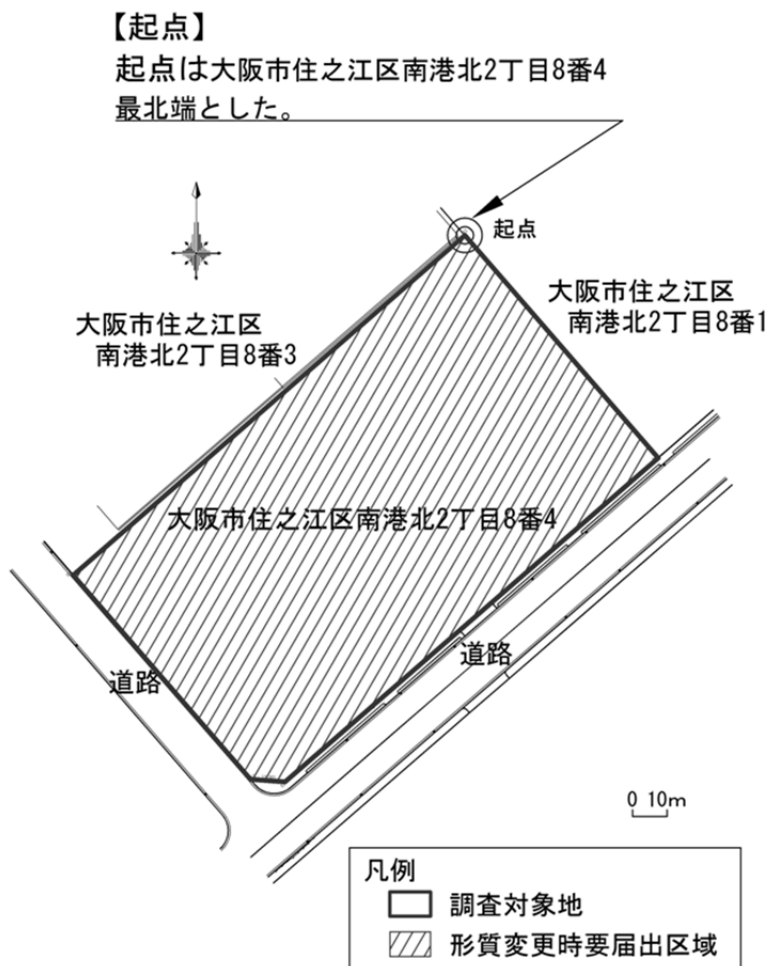
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1542号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成24年大阪市告示第1100号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成25年告示第962号及び平成25年告示第1342号で指定解除した区域を除く。）の全部の指定を解除する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域
大阪市城東区天王田1番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1543号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により瓜破東2丁目地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施行者の名称
大阪市（都市整備局住宅部建設課）
- 2 事業施行期間
平成25年10月25日から平成32年3月31日まで
- 3 施行地区
大阪市平野区瓜破東2丁目の一部及び瓜破東4丁目の一部
- 4 土地区画整理事業の名称
瓜破東2丁目地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
大阪市役所（大阪市北区中之島1丁目3番20号 都市整備局住宅部建設課内）

- 6 施行認可の年月日
平成25年10月25日
- 7 施行者の住所
大阪市北区中之島1丁目3番20号
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所（都市整備局住宅部建設課事務室）に掲示する。
(都市整備局企画部区画整理課)

大阪市告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
豊 里 城 北 線	東淀川区菅原2丁目 103番地先から 同 区 同 2 丁目 103番地先まで (参考図参照)	旧	m 29.50～ 30.50	m 3.82
		新	29.50～ 30.50 及び 3.60～ 3.80	3.82 及び 69.72
西 野 田 工 業 高 校 裏 通 線	福島区大開4丁目 38番の4地から 同 区 同 4 丁目 1 番の19地まで (参考図参照)	旧	7.00～ 7.05	12.31
		新	7.00～ 7.05 及び 9.21～ 13.43	12.31 及び 27.58

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

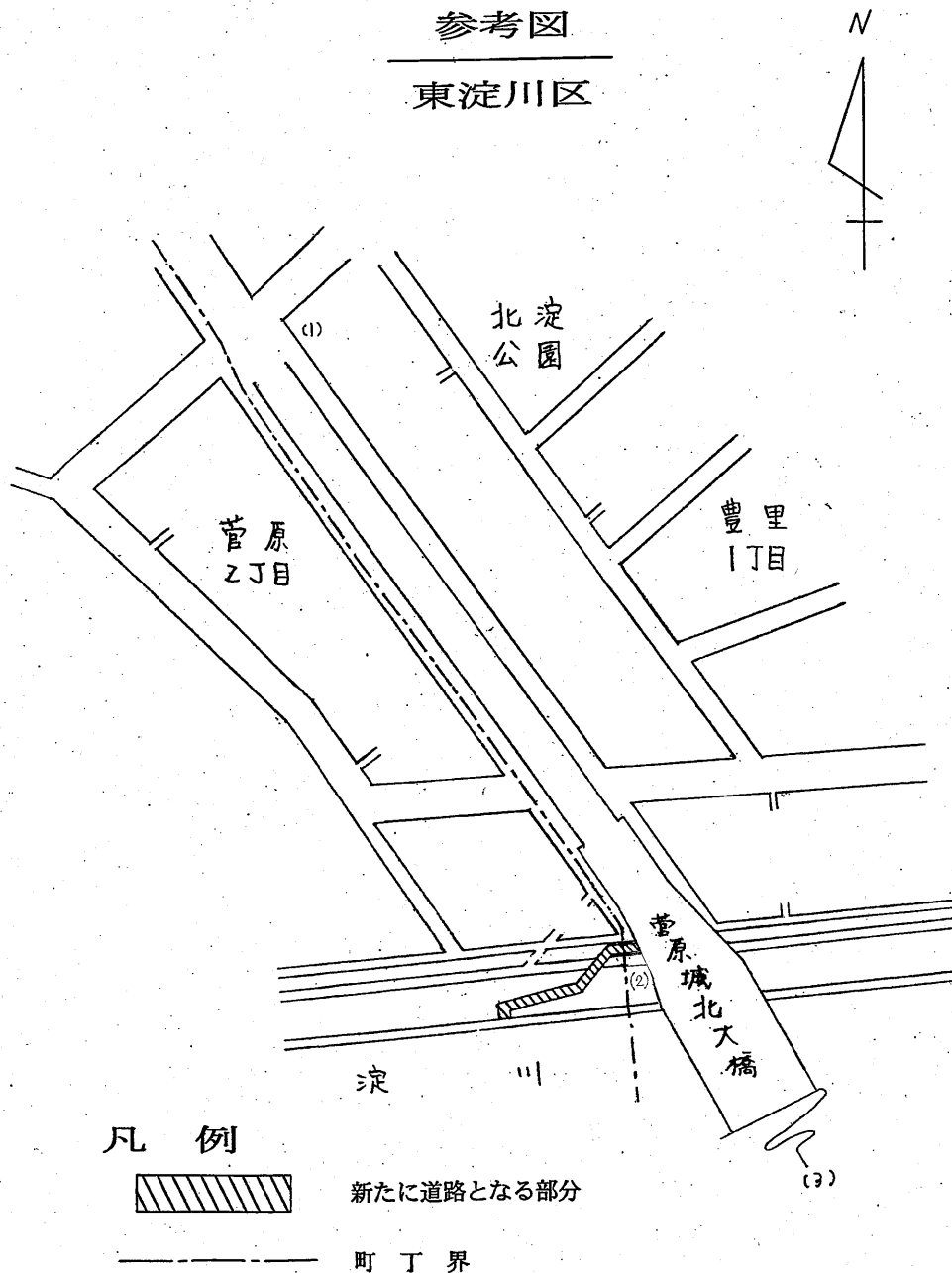
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

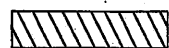
大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	供用開始の期日
高 見 第 3 号 線	此花区高見1丁目 84番の20地から 福島区大開4丁目 19番地まで	告 示 の 日
豊 里 城 北 線	東淀川区菅原2丁目 103番地先から 同 区 同 2 丁目 103番地先まで (参考図参照)	告 示 の 日
西 野 田 工 業 高 校 裏 通 線	福島区大開4丁目 38番の4地から 同 区 同 4 丁目 1 番の19地まで (参考図参照)	告 示 の 日

参考図
東淀川区



凡 例



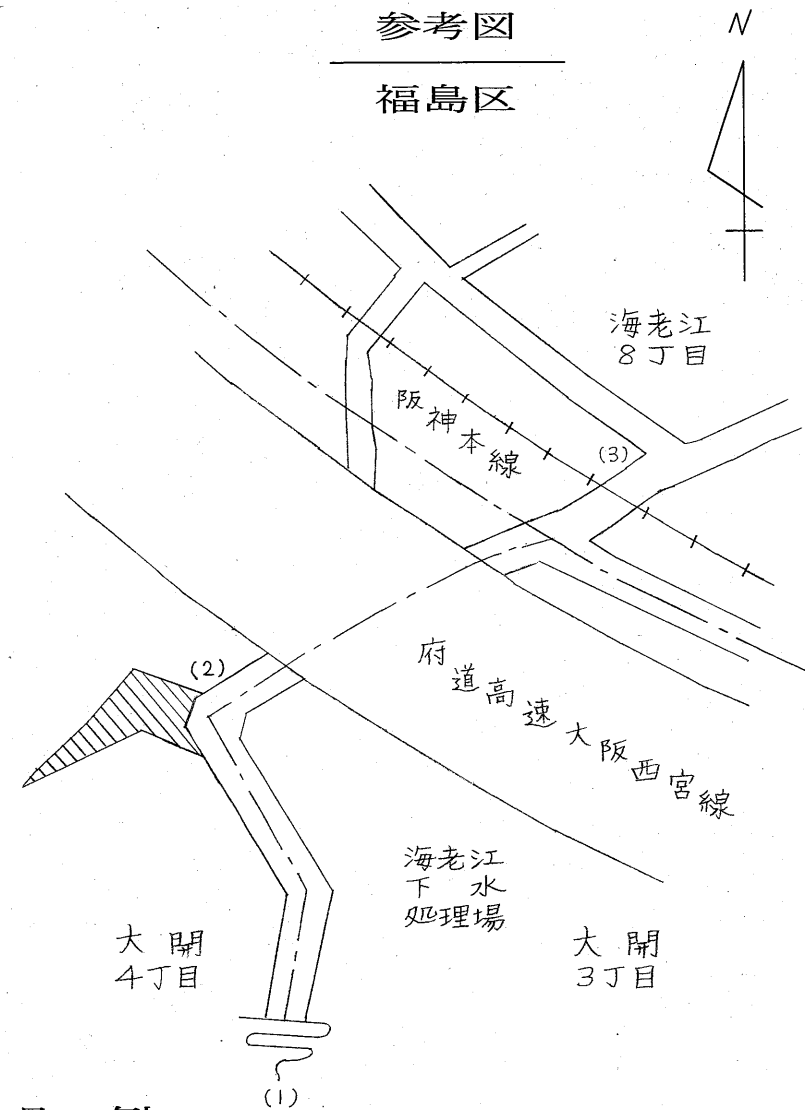
新たに道路となる部分



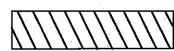
町 丁 界

説 明

豊里城北線(1)(3)間のうち(2)部分を区域変更する。



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

西野田工業高校裏通線（１）（３）間のうち（２）部分を区域変更する

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第1546号

関目高殿駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成25年10月26日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局管理部自転車対策課）

大阪市告示第1547号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は、次の1のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次の2のとおり縦覧に供する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所・氏名（法人にあっては所在地・名称・代表者氏名）

大阪市大正区船町1丁目3番47号

テイカ株式会社

大阪工場長 多田 邦彦

- (2) 事業所の所在地・名称

大阪市大正区船町1丁目3番47号

テイカ株式会社 大阪工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

今回の申請には、汚水等の処理施設に係る事項の変更はない

(5) 排出水の水質及び水量

別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間

平成25年10月25日から同年11月14日まで

(2) 場 所

大阪市建設局下水道河川部水環境課水質管理担当

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟 6階

TEL 06-6615-7525

別表1 特定施設に関する事項

種類		第46号 ロ ろ過施設			
能力		ろ過面積：0.154 m ² 本体容量：1.2 m ³			
使用時間間隔		9時から16時まで			
1日当たりの使用時間		3時間／日			
並びに季節的変動の有無		季節的変動なし			
工事着手予定年月日		許可後直ちに			
工事完成予定年月日		工事着工日			
使用開始年月日		工事完成日			
使用 の 汚 染 状 態 の 方 法	汚	項目	単位	通常	最大
	水	水素イオン濃度 (pH)		2.0	2.0
	等	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	6,200	6,200
	の	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1,200	1,200
	汚	浮遊物質量 (SS)	mg/L	800	1,000
	染	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	2	2
	状	溶解性鉄含有量	mg/L	5,000	15,000
	態	汚水等の量	m ³ /日	5	5

別表 2 各排水口の水質及び水量

排水口		No. 1		
項目	単位	通常	最大	
水素イオン濃度 (pH)		7.4	7.6	No. 3
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	20	28	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	22	28	
浮遊物質 (SS)	mg/L	3	5	
りん含有量 (T-P)	mg/L	0.5	1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	ND	4	No. 4
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.2	雨水専用
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	1.0	
シアン化合物	mg/L	ND	ND	
銅含有量	mg/L	0.05	0.5	
窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.4	19	
亜鉛含有量	mg/L	ND	0.1	
鉛及びその化合物	mg/L	ND	0.02	
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1	1.0	
フェノール類含有量	mg/L	0.02>	0.02>	
排水量	m ³ /日	321.5	480	

(建設局下水道河川部水環境課)

大阪市告示第1548号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを承認したので、同法第3項の規定において準用する同法第11条の規定に基づき告示する。

平成25年10月25日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹

1 承認年月日

平成25年10月4日

2 出願人

大阪府大阪市中心区大手前1丁目5番44号

国土交通省近畿地方整備局

近畿地方整備局長 池内 幸司

3 区域

(1) 位置

大阪府大阪市此花区夢洲東1丁目の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成21年7月1日付け国近整港管第161号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 1.82m）、③の地点と④の地点を結ぶ昭和52年9月27日付け大阪市指令港湾第265号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.82m）及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和52年9月27日付け大阪市指令港湾第265号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.82m）により囲まれた区域。

①の地点 大阪南防波堤灯台（北緯34度38分19秒46、東経 135度23分51秒96）（以下「基点」という。）から337度51分55秒 693.41mの地点

②の地点 ①の地点から 39度32分34秒 250.00mの地点

③の地点 ②の地点から 309度32分34秒 120.00mの地点

④の地点 ③の地点から 219度32分34秒 250.00mの地点

(3) 面積

30,000.00㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

大阪府大阪市此花区夢洲東1丁目の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及びFの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 基点から 330度17分36秒 363.99mの地点

Bの地点 Aの地点から 39度32分34秒 530.00mの地点

Cの地点 Bの地点から 309度32分34秒 230.00mの地点

Dの地点 Cの地点から 219度32分34秒 80.00mの地点

Eの地点 Dの地点から 309度32分34秒 160.00mの地点

Fの地点 Eの地点から 219度32分34秒 450.00mの地点

(3) 面積

193,900.00㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

（港湾局計画整備部海務担当）

大阪市告示第1549号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話 06-6208-9077

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

中学校給食用保温食缶 2,200台（付属レードル 2,200台）
（電子入札対象案件とする。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年11月8日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「31 業務用厨房機器」又は「56 日用品類」で登録していること
- (5) 仕様書において定められた条件を満たす物品及び数量を確実に納入することが可能であることの証明書の提出ができること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子調達システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

システムにより交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を平成25年11月8日（金）午後5時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

- (3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を平成25年11

月 8 日（金）午後 5 時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年11月 8 日（金）午後 5 時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(5) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（上記 1 に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年12月18日（水）から同月19日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時

平成25年12月20日（金）午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年12月20日（金）午前 9 時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成25年12月20日（金）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記 1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成25年12月19日（木）午後 5 時までに必着のこと。

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年11月8日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Keeping-warm cans and attached ladles for supply of food for junior high schools 2,200 sets
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 8 November 2013.
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 18 December 2013 to 5:00PM, 19 December 2013
 2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 20 December 2013
 3. By post: 5:00PM, 19 December 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9077

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第1550号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）

電話 06-6208-9077

2 入札に付する事項**(1) 購入物品及び予定数量**

中学校給食用食器（深皿） 43,000枚

（電子入札対象案件とする。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。**(3) 納入期限 平成26年3月31日（月）****(4) 納入場所 入札説明書による。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年11月8日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること**(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと****(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと****(4) 平成25年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「56 日用品類」で登録していること****(5) 仕様書において定められた条件を満たす物品及び数量を確実に納入することが可能であることの証明書の提出ができること****(6) 当該買入物品について、仕様書において定められた条件を満たしていることの証明書等の提出ができること****4 入札説明書の交付場所等****(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先**

大阪市電子調達システム（以下「システム」という。）上及び担当部局

(上記 1 に同じ)

(2) 入札説明書等の交付方法

システムにより交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を平成25年11月8日(金)午後5時まで無償にて交付する。(ただし、本市の休日を除く。)

(3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を平成25年11月8日(金)午後5時まで無償にて交付する。(ただし、本市の休日を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年11月8日(金)午後5時まで(ただし、本市の休日を除く。)

(5) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局(上記 1 に同じ)

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年12月18日(水)から同月19日(木)までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成25年12月20日(金)午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年12月20日(金)午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成25年12月20日(金)午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室(上記 1 に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成25年12月19日(木)午後5時までに必着のこと。

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年11月8日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Deeper plates for supply of food for junior high schools
43,000 plates
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 8 November 2013.
- (3) The date and time for the submission of tenders:

1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 18 December 2013 to 5:00PM, 19 December 2013
2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 20 December 2013
3. By post: 5:00PM, 19 December 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9077
(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第1551号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区役所総務課
電話 06-6466-9625

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び予定数量
大阪市此花区役所庁舎清掃業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市此花区役所庁舎
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 01 建物等清掃」で登録していること

- (5) 平成15年度以降、履行期間が1年以上の施設（ビル等）日常清掃を行った元請としての契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものを除く。

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

「1 担当」に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年11月8日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/0-Curr.html）において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告日から平成25年11月8日（金）午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時まで間及び本市の休日を除く。）。

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

「1 担当」に同じ

6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する事業請負申込書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時

平成25年12月18日（水）午後3時30分から午後4時まで

イ 入札執行場所

大阪市此花区役所庁舎 3階 講堂D

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに「1 担当」に必着のこと

- (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準

により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点のもっとも高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、115点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」、「技術的評価」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ69点、18点、28点とする。

ウ 「技術的評価」については、「研修体制」及び「品質保証への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、14点とする。

エ 「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮（就職困難者の就業支援）」、「男女共同参画」及び「環境への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ20点、2点、6点とする。

- ・「福祉への配慮」については、「知的障がい者の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」、「各種就労支援事業への協力度」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に区分して評価し、その配点をそれぞれ12点、5点、2点、1点とする。

- ・「環境への配慮」については、「環境への取組」、「再生品の使用」及び「低公害車の導入等」に区分して評価し、その配点をそれぞれ2点、2点、2点とする。

オ 本基準の詳細は、入札説明書による。

7 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 低入札価格調査根拠資料提出の求めに応じない者の入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 開札後、落札決定までに入札参加申請者が停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) 契約の締結は、平成26年度予算が発効したときとする。
- (2) この調達法は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置

要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 本契約は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアル（平成24年4月1日施行）の確認対象案件である。確認に応じないときは、停止措置、契約解除、その他必要な措置を講じることがある。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

（此花区役所総務課）

大阪市告示第1552号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

大阪市港区役所総務課 電話06-6576-9631

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
大阪市港区役所庁舎清掃業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市港区役所庁舎
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下、「停止措置」という。）を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 01 建物等清掃」で登録していること

- (5) 平成15年度以降、履行期間が1年以上の施設（ビル等）日常清掃を行った元請としての契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものを除く。

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

「1 担当」に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年11月8日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/0-Curr.html）において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告日から平成25年11月8日（金）午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）。

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

「1 担当」に同じ

6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する事業請負申込書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時

平成25年12月18日（水）午後1時から午後1時30分まで

イ 入札執行場所

大阪市港区役所庁舎 6階入札室（601会議室）

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに「1 担当」に必着のこと。

- (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6(6)の落札者決定基準

により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、115点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」、「技術的评价」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ69点、18点、28点とする。

ウ 「技術的评价」については、「研修体制」及び「品質保証への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、14点とする。

エ 「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮（就職困難者の就業支援）」、「男女共同参画」及び「環境への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ20点、2点、6点とする。

- ・ 「福祉への配慮」については、「知的障がい者の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」、「各種就労支援事業への協力度」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に区分して評価し、その配点をそれぞれ12点、5点、2点、1点とする。

- ・ 「環境への配慮」については、「環境への取組」、「再生品の使用」及び「低公害車の導入等」に区分して評価し、その配点をそれぞれ2点、2点、2点とする。

オ 本基準の詳細は、入札説明書による。

7 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 低入札価格調査根拠資料提出の求めに応じない者の入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 開札後、落札決定までに入札参加申請者が停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) 契約の締結は、平成26年度予算が発効したときとする。
- (2) この調達法は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものと

する。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 本契約は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアル（平成24年4月1日施行）の確認対象案件である。確認に応じないときは、停止措置、契約解除その他必要な措置を講じることがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。

（港区役所総務課）

大阪市告示第1553号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号
大阪市大正区役所 総務課
電話06-4394-9625

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
大阪市大正区役所庁舎清掃業務委託 長期継続 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 大阪市大正区役所庁舎
- (5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下、「停止措置」という。）を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01建物等各種施設管理 01建物等清掃」で登録していること

- (5) 平成15年度以降、履行期間が1年以上かつ1契約あたりの日常清掃面積が2,000㎡以上の施設（ビル等）日常清掃を行った元請としての契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものを除く。

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

「1 担当」に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年11月8日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び大阪市ホームページ（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/taisho/0000239437.html）において無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告日から平成25年11月8日（金）午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までの間及び本市の休日を除く。）。

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

「1 担当」に同じ

6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する事業請負申込書及び総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

- (1) 入札執行の日時及び場所

ア 入札書受付日時

平成25年12月18日（水）午前10時から午前10時30分まで

イ 入札執行場所

大阪市大正区役所庁舎 5階501会議室

〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、入札日前日の午後5時30分までに「1 担当」に必着のこと。

- (2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

本業務にとって最適な事業者を選定するため、6 (6)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合、くじにより落札候補者を決定する。

くじ対象者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代ってくじを引かせることができる。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(6) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、115点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

イ 評価を「価格評価」、「技術的评价」及び「公共性（施策反映）評価」に区分し、その配点をそれぞれ69点、18点、28点とする。

ウ 「技術的评价」については、「研修体制」及び「品質保証への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、14点とする。

エ 「公共性（施策反映）評価」については、「福祉への配慮（就職困難者の就業支援）」、「男女共同参画」及び「環境への配慮」に区分して評価し、その配点をそれぞれ20点、2点、6点とする。

- ・ 「福祉への配慮」については、「知的障がい者の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」、「各種就労支援事業への協力度」及び「就職困難者の雇用に関する取組」に区分して評価し、その配点をそれぞれ12点、5点、2点、1点とする。

- ・ 「環境への配慮」については、「環境への取組」、「再生品の使用」及び「低公害車の導入等」に区分して評価し、その配点をそれぞれ2点、2点、2点とする。

オ 本基準の詳細は、入札説明書による。

7 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 低入札価格調査根拠資料提出の求めに応じない者の入札
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 開札後、落札決定までに入札参加申請者が停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) 契約の締結は、平成26年度予算が発効したときとする。
- (2) この調達法は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要

綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 本契約は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアル（平成24年4月1日施行）の確認対象案件である。確認に応じないときは、停止措置、契約解除その他必要な措置を講じることがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。

（大正区役所総務課）

大阪市(消)告示第41号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

大阪市消防長 千 福 好 伸

- 1 防火対象物の所在地
大阪市中心区千日前1丁目4番12号
- 2 防火対象物の名称
日宝相合橋ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
日宝土地建物株式会社
代表取締役 大桑 貴明
- 4 命令事項
平成25年12月9日までに、自動火災報知設備を設置すること
- 5 命令年月日
平成25年10月8日

（消防局予防部予防課）

大阪市(消)告示第42号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

大阪市消防長 千 福 好 伸

- 1 防火対象物の所在地
大阪府中央区東心斎橋 1 丁目12番14号
- 2 防火対象物の名称
Z E L K O V A 1 ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
有限会社ジー・アイ・ピー
代表取締役 康村 真一郎
- 4 命令事項
 - (1) 平成25年12月 9 日までに、2 階、3 階、4 階、5 階及び6 階部分に避難器具を設置すること
 - (2) 平成25年11月 8 日までに、2 階、3 階、4 階及び6 階部分に避難口誘導灯を設置すること
 - (3) 平成25年11月 8 日までに、西側屋内階段の各階に通路誘導灯を設置すること
- 5 命令年月日
平成25年10月 8 日

(消防局予防部予防課)

大阪市（消）告示第43号

消防法（昭和23年法律第186号）第5条第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月25日

大阪市消防長 千 福 好 伸

- 1 防火対象物の所在地
大阪府中央区東心斎橋 1 丁目12番14号
- 2 防火対象物の名称
Z E L K O V A 1 ビル
- 3 命令を受けた者の氏名
有限会社ジー・アイ・ピー
代表取締役 康村 真一郎
- 4 命令事項
平成25年10月30日までに、西側屋内階段 7 階の連結送水管放水口前の戸を除去すること
- 5 命令年月日
平成25年10月16日

(消防局予防部予防課)

大阪市水道局告示第49号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成25年10月25日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

名 称	所 在 地	指 定 日
三菱電機システムサービス株式会社 関西支社	大阪市北区大淀中1丁目4番13号	平成25年10月10日
三菱電機システムサービス株式会社 大阪サービスステーション	大阪市西淀川区御幣島2丁目17番20号	
三菱電機システムサービス株式会社 門真サービスステーション	大阪府門真市速水町11番17号	
三菱電機システムサービス株式会社 堺サービスステーション	大阪府堺市堺区向陵西町3丁目5番26号	
株式会社 光住設	大阪府堺市南区小代642番地3	
株式会社 ケンショウ	大阪市中央区内平野町1丁目1番8号 エレハントビル 2F	
千葉工業所	大阪市北区豊崎6丁目9番7号	
M s w o r k s	大阪市都島区友渕町1丁目7番39号	
株式会社ナスコ 大阪営業所	大阪府吹田市岸部中1丁目24番4号	
株式会社 ミナテック	大阪市此花区酉島3丁目2番15号	

（水道局工務部給水課）

大阪市病院局告示第10号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

大阪市病院局長 瀧藤 伸英

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

① X線一般撮影装置 一式

② 治療計画用X線撮影装置 一式

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①から②の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年11月11日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「27:医療用機器」で登録していること

(5) 24時間年中無休の連絡体制が整備され、本システムにおいて障害が発生した場合は、夜間及び休日も含め電話連絡が確実にとれ、サポートセンターが電話回線を通じて装置本体の診断も可能であること。必要があれば速やかに専門技術者が来院し、原則として24時間以内に障害を復旧できる体制であること

(6) 仕様書記載の条件を満たす納入希望物品の仕様内容及び構成機器一覧が提出できること

- (7) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定による高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可を受けていることの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成25年11月11日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成25年11月11日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒534-0021 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立総合医療センター4階
病院局企画部会計課（契約管財） 電話06-6929-3627

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成25年12月18日（水）から同月19日（木）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成25年12月20日（金）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成25年12月20日（金）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年12月20日（金）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
- ただし、大阪市病院局契約規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第39号。以下「契約規程」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年12月19日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
- ただし、契約規程第43条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年

11月11日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① General X-ray photographing apparatus 1set
 - ② Treatment plan for X-ray photographing apparatus 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 11 November 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 18 December 2013 to 5:00PM, 19 December 2013
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 20 December 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 19 December 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(病院局企画部会計課)

大阪市教育委員会告示第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び大阪市教育行政基本条例（平成24年大阪市条例第75号）第6条に基づき、平成24年度における教育委員会が所管する事務事業の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、同条の規定に基づき公表する。

平成25年10月25日

大阪市長

橋 下 徹

大阪市教育委員会

委員長 長谷川恵一

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書

はじめに

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条及び大阪市教育行政基本条例第6条各項の規定により、市長及び教育委員会が、毎年、教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成して市会に提出するとともに、公表するために作成したものである。

教育委員会では、平成23年3月に策定した「大阪市教育振興基本計画」に基づき「平成24年度教育委員会事務局運営方針」を定め、目標像・使命の達成に向け、戦略的に取り組むべき課題を明らかにし、その解決のための具体的取組を示した。

この局運営方針では、目標像として「未来に向けてたくましく生きる“ななにわっ子”の育成」、「パートナーシップに基づく“自律と協働の生涯学習社会づくり”の推進」を掲げ、使命として「学校教育の質を高め、子どもの生きる力をはぐくむ教育活動を充実する」、「市民の主体的な生涯学習活動を支援するとともに、教育コミュニティを支えるしくみづくりを推進する」を定めた。そして、目標像・使命を実現するため、3つの経営課題、7つの戦略、25の具体的取組を定め、それらに沿って取組を実践したところである。

このたびの点検及び評価は、教育委員会事務局による自己評価及び市政改革室による内部評価を経て、大阪市運営方針評価有識者会議において学識経験者の知見を活用しながら、局運営方針に掲げた目標の達成状況等を戦略ごとに評価し、今後の取組の方向性を明らかにした。本市では、平成24年5月に「大阪市教育行政基本条例」を、同年7月に「大阪市立学校活性化条例」をそれぞれ制定し、平成25年3月に「大阪市教育振興基本計画」を改訂し、今後の教育改革の方向性を定めたところであり、教育改革を推進する視点から点検及び評価を実施した。また、教育委員会の各委員が、目標の達成に向

けて自ら行った取組や活動の状況等について点検及び評価も併せて行った。
さらに、区内の教育行政に関わる区長及び区担当理事としての立場から、区長の意見も掲載している。

これらの点検・評価の結果については、次年度以降の局運営方針の策定及び予算案の編成に反映するなど、課題の解決に向け、取組の工夫・改善や施策・事業のさらなる選択と集中に活かしてまいる。

（参考）根拠規定

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○大阪市教育行政基本条例（抄）

第6条 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会の委員は、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために自ら行った取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果を前項の規定による点検及び評価に含めるものとする。

I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 点検評価の対象

本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成23年3月に策定した「大阪市教育振興基本計画」に基づき、大阪市教育委員会では、本市の教育行政がめざすべき将来像（目標像）、その実現のために局の担うべき役割（使命）、経営課題や戦略・具体的取組を明らかにした「平成24年度局運営方針」を策定した。

このたびの点検及び評価においては、局運営方針に掲げた経営課題や戦略・具体的取組について点検・評価を行った。

2 点検・評価の方法

- (1) 教育委員会事務局が、平成24年度の局運営方針に掲げた戦略の進捗状況などを記載した「自己評価シート」を作成する。
- (2) 教育委員会委員が、自己評価シートをもとに点検及び評価を行うとともに、各委員が教育振興基本計画に定めた目標の達成に向けて自ら行った取組や活動の状況等について点検及び評価を行う。
- (3) 市長直轄組織の市政改革室において、自己評価シートの妥当性や戦略

のあり方について全市的な観点から内部評価を実施するとともに、大阪市運営方針評価有識者会議において、市外部の学識経験者による外部評価を実施する。

(参考) 大阪市運営方針評価有識者会議委員 (保健福祉・教育分野)

川島 ゆり子委員 (花園大学社会福祉学部社会福祉学科准教授)

徳久 恭子 委員 (立命館大学法学部准教授)

- (4) 内部評価及び外部評価の結果も踏まえ、教育委員会において報告書案を作成したうえで、区長 (区担当理事) の意見も聴取し、教育委員会会議で議決し、市長の決裁を経た後に、市長及び教育委員会が共同して市会に報告書を提出するとともに、市民に公表する。

3 報告書の構成

本報告書は、教育委員会の活動状況、教育委員会としての総括、各委員の取組等についての自己評価結果、施策に対する点検・評価、区長 (区担当理事) からの意見で構成している。

施策に対する点検・評価については、戦略ごとに「局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等」、「戦略を通した今後の方向性」の順で記載した。

なお、「局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等」は、平成24年度の局運営方針に掲げた戦略の進捗状況や具体的取組等を評価したものであり、具体的取組の達成状況、戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況を示すために使用した記号の内容は、次のとおりである。

◆具体的取組の業績目標の達成状況

- ①：目標を上回る達成
- ②：目標を概ね達成
- ③：目標を達成できなかった
 - (i) 取組は予定どおり実施した
 - (ii) 予定していた取組を実施しなかった

◆戦略の達成目標の進捗状況

- A：目標を上回る成果が得られている
- B：概ね目標どおりの成果が得られている
- C：目標とする成果は得られていない

◆ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に向けた取組内容・目標の達成状況

- ①：達成
- ②：概ね達成
- ③：未達成

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会の組織

(1) 組織

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化財保護等に関する事務を管理及び執行している。

(2) 委員

大阪市教育委員会は、6人の委員で構成され、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が市会の同意を得て任命している。任期は4年となっている。

委員長は、委員のうちから選挙により選ばれ、任期は1年で、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

教育長は、委員（委員長を除く）のうちから教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

(平成25年9月現在)

職名	氏名	職業	任期
委員長	長谷川恵一	学校法人エール学園 理事長	22. 3. 31～26. 3. 30
委員 (委員長職務代理者)	高尾元久	産経新聞社大阪本社 嘱託業務アドバイザー	23. 2. 21～27. 2. 20
委員	大森不二雄	首都大学東京 大学教育センター教授	24. 6. 1～28. 5. 31
委員	西村和雄	神戸大学 社会科学系教育研究府特命教授	25. 4. 1～29. 3. 31
委員	林園美	主婦	25. 4. 5～29. 4. 4
委員	永井哲郎	教育長	22. 4. 1～26. 3. 31

(参考)

前委員	勝井映子	弁護士	20. 12. 3～24. 12. 2
前委員	矢野裕俊	武庫川女子大学文学部 教育学科教授	21. 2. 27～25. 2. 26

2 教育委員会の活動

(1) 教育委員会会議

教育委員会は委員の合議制の機関であり、教育委員会会議において次に掲げる事項を決定し、その決定に基づき教育長が事務局を指揮監督して事務を処理している。

(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針・計画の策定・改訂

- (2) 教育委員会規則の制定改廃
- (3) 予算その他市会の議決を経るべき議案についての市長への意見陳述
- (4) 係長以上の職員・校長・教頭の任免、教諭・養護教諭・栄養教諭の採用、職員・教員の分限・懲戒、附属機関の委員の任免等
- (5) 教育委員会表彰の授与
- (6) 学校園等の教育機関の設置・廃止
- (7) 教科書の採択

教育委員会会議は委員長が召集し、原則として月2回の定例会及び必要が生じたときに臨時会を開催し、24年度は定例会24回、臨時会13回であった。会議では、228件の議案を審議し採決を行うとともに、12件の報告を聴取した。会議は公開を原則とし、開催予定や議案等、会議録をホームページに掲載して情報発信に努めた。

【主な議案、報告事項】

- ・平成25年度使用教科用図書の採択の方式について
- ・平成23年度教育委員会事務局経営方針自己評価について
- ・校長の公募について
- ・大阪市立学校協議会運営規則案について
- ・教育行政点検評価について
- ・平成22年度「全国学力・学習状況調査」結果及び平成23年度「全国学力・学習状況調査」を活用した大阪市調査結果の区担当理事への情報提供について
- ・就学制度の改善について
- ・区担当理事の所管事務について
- ・平成24年度大阪市「全国学力・学習状況調査」の結果について
- ・「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」における大阪市の結果について
- ・平成24年度「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における学校別の調査結果の取扱いについて
- ・大阪市立桜宮高等学校生徒死亡事案への対応について
- ・平成25年度大阪市立高等学校入学者選抜方針の変更及び募集学科の変更について
- ・大阪市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案
- ・大阪市教育振興基本計画（案）について
- ・平成25年度大阪市立桜宮高等学校前期入学選抜で募集する普通科の教育課程について
- ・小学校及び中学校における「土曜授業」の実施について
- ・「生涯学習大阪計画」中間時点での見直しについて
- ・大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

(2) 教育委員協議会

教育委員会会議以外に教育施策等に関する意見交換や、議案についての事前の調査・研究などを行うほか、次に掲げる案件を協議するため、教育委員協議会を24年度は51回開催した。

- ・教育行政点検評価について
 - ・平成24年度補正予算について
 - ・平成25年度予算について
 - ・校長公募選考について
 - ・大阪市教育振興基本計画の改訂について
 - ・平成25年度局運営方針について
 - ・学校選択制の導入にかかる熟議における検討状況及び就学制度の改善について
 - ・桜宮高等学校における事案にかかる対応について
- など

(3) その他の活動

各委員は、上記のほかに次に掲げるさまざまな活動を行っている。

○市会に出席し教育委員会の見解を表明

- ・市会本会議代表質問（2回）
- ・市会文教経済委員会（1回）

○市長との意見交換会（5回）

○指定都市教育委員・教育長協議会等への出席（3回）

- ・平成24年度指定都市教育委員・教育長協議会（2回）
- ・都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会

○学校園等の教育機関への視察（11回）

キッズプラザ大阪、鶴橋小学校、大正西中学校、市立中央図書館、大阪歴史博物館、晴明丘南小学校、美津島中学校、下福島中学校、我孫子南中学校、市教育センター、大阪ビジネスフロンティア高等学校

○本市市立学校園の園長会・校長会等との意見交換（3回）

○社会教育委員との意見交換会

○教員採用選考及び校長公募選考面接官

○各種式典等への出席（11回）

- ・平成24年度大阪市内公立学校教職員新規採用者発令式
- ・平成24年度大阪市PTA協議会退任理事等感謝状贈呈式
- ・平成24年度市長・教育長表彰 等

○大阪市教育振興基本計画策定有識者会議への出席（3回）

○学校選択制にかかる熟議への出席（13回）

Ⅲ 全体としての点検評価

1 教育委員会としての総括

平成24年度は、23年に策定した大阪市教育振興基本計画に基づき、「未来に向けてたくましく生きる“なにわっ子”の育成」及び「パートナーシ

ップに基づく“自律と協働の生涯学習社会づくり”の推進」を目標像に掲げ、教職員の資質・能力や学校の組織力の向上、学校・家庭・地域等の連携の推進を支援し、それらを通して全ての子どもたちの確かな学力の確立に向けた取組を総合的・効果的に推進するよう努めてきた。その結果、一部で課題はあるものの、具体的取組の27項目中24項目で目標を上回る、または概ね達成し、戦略の7項目中6項目において概ねめざす成果を達成することができた。しかし、「戦略1－1 確かな学力の確立」については、達成目標のうち「全国学力・学習状況調査」の結果において、全国平均との差は縮小しつつあるものの、依然として差があり、27年度までに達成をめざす目標の水準に対して、今年度の改善の程度では順調に推移しているとは言えず、目標とする成果が得られなかったと言わざるを得ない。

また、昨年12月に、運動部活動において教員による暴力行為があり、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。このことを厳粛に受け止め、生活指導の場面におけるより実効的な対応指針を策定するとともに、部活動の場面における一切の暴力行為等を容認せず、人格の尊厳にねざした適切な指導のあり方を示すための部活動指針を策定し、発生防止に努めるとともに、発生時の報告その他の適切な対応及び組織体制を確立して、体罰・暴力行為等を許さない学校づくりをすすめていく。

さらに、今回の事案を踏まえ、学校も含めた教育委員会の組織・運営のあり方、意思決定のあり方など、教育委員会を巡る諸課題について、市長部局の視点から検証し問題点を明らかにし、教育委員会に提言をすることを目的とした「教育委員会のあり方検討プロジェクトチーム」が今年2月に設置され、報告書が6月に提出された。この報告書を受けて、今後は「教育委員会のあり方検討会議」を開催し、市長と教育委員会との関係や、教育委員会と学校園との関係など、教育委員会を巡る諸課題について現行法制度にとらわれない対応策や報告書における提言の具体化について検討・実施していく。

確かな学力の確立については、全小中学校における小中一貫した教育、習熟度別少人数授業、放課後ステップアップ事業等について方法を改善しながら取り組み、「全国学力・学習状況調査」の結果では、一部の項目において平均正答率が全国平均を続けて上回り、全体的にも全国平均との差が縮小しつつあるなど、徐々に成果が上がってきている。しかしながら、目標との差は依然としてあり、前述の観点から、目標とする成果は得られていないと認識している。このことから、学力向上を喫緊の課題として、学校の活性化や教職員の資質・能力の向上と学校・家庭・地域が連携した学校教育の支援の推進を通じて一層効果的な実施を図る必要がある。

24年度は、教育行政基本条例と学校活性化条例が制定され、本市における教育改革の方向性が定まったことから、23年に策定した大阪市教育局振興基本計画を改訂し、教育改革の方向性に沿った新しい教育の目標や、特に重点的に取り組む施策や制度の確立を決定した。

学校教育におけるＩＣＴの活用においては、24年度はモデル校を決定し、事前研修や訪問指導、モデル校の教員による他都市の先進校視察を実施したところ、研修などの有効性が目標を大きく上回ることができた。この成果を「大阪市スタンダードモデル」の作成に活用しながら、27年度の全市展開に向けてつなげていきたい。土曜授業については、24年度は試行実施となったが、25年度本格実施に向け職員の勤務条件の規則改正や条件整備を行った。今後は各校での実情を把握し、先行事例を紹介するなど積極的な実施を促進する。また、グローバル化する社会への対応として英語イノベーションを25年度より実施し、ネイティブ・スピーカーの各中学校区への配置や、重点校における小学校1年生からの音声指導を実施していく。

質の高い学校教育を推進する取組としては、学校協議会を設置し、学校運営を検証・改善するＰＤＣＡサイクルを実践するための制度を構築し、開かれた学校運営を推進する環境を整備することができた。今後さらに、校長のマネジメントが十分に発揮できる制度を構築していく。

また、学校管理規則を改正し、各学校園の運営に関する計画及び学校評価の内容や方法、公表等について定め、全国学力・学習状況調査などの学校別結果を含め、学校の運営に関する情報を積極的に提供することとした。

民間企業等での豊かな経験や柔軟な発想・企画力を活かし学校組織を活性化するため、外部の人材も応募対象として、小・中学校長の公募を実施した。選考により合格した外部からの公募校長の11名については、3カ月の校長業務の研修の後、25年4月に小学校9校、中学校2校へ配属を行った。赴任後、民間企業等で培われた力が学校運営に活かされるよう公募校長を支援する。

さらに、学校現場が抱えている複雑化・多様化したそれぞれの課題に応じて副校長を設置し、管理職が教育活動に専念できる環境をつくるなど、組織マネジメント体制を強化するため、25年度から2年間にわたって、小学校8校、中学校7校でのモデル設置を実施していく。

学校選択制及び指定外就学の基準の拡大については、26年度に新たな就学制度を実施する17区については円滑な導入に努め、その他の区については、保護者の意見聴取手続きなどを区役所と連携して進め、27年度以降の区の方針策定に向けて取り組み、小学校の適正配置についても推進していく。

生涯学習の領域においては、学校・家庭・地域等が連携する教育コミュニティづくりを着実に推進してきており、区役所とも連携しながら学校協議会を設置するなど、社会総がかりで子どもをはぐくむ活動の活性化につながっている。図書館の機能充実、生涯学習センターにおける広報や事業内容の充実等により、多くの市民に利用いただくことができた。今後も、市民の生涯にわたる学習を引き続き支援するため一層の工夫を講じる。

24年度に制定された二つの条例、そして改訂した教育振興基本計画に基づき、カリキュラム改革、グローバル化改革、マネジメント改革、ガバナ

ンス改革、学校サポート改革の五つの改革を柱に、モデル校における実証研究を行い成果と課題を検証していくなど、ひとつひとつの施策を具体化させるとともに、戦略的マネジメントにより、特に重視すべき取組に焦点化して主要指標を絞り込み、今後の本市の教育改革を計画的に推進し、本市の教育課題の解決に努めていく。

2 各委員の取組等に関する自己評価結果

教育委員会の各委員が、大阪市教育行政基本条例第6条第2項の規定により、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために平成24年度において自ら行った取組、活動の状況について点検及び評価を行った結果は、次に掲げるとおりである。

【長谷川委員長】

今年は改革の年となるべく、教育行政基本条例、学校活性化条例が制定され教育改革の方向性が定まり、それに基づいて大阪市教育振興基本計画を改訂して、5つの改革を進めることになった。カリキュラム改革・グローバル化改革・マネジメント改革・ガバナンス改革・学校サポート改革の方向性が示され、目標や施策の実施や制度の確立を実施しつつあるところである。この改革の途中に桜宮高等学校の事案が発生し教育委員会のあり方を問われることとなった。

・桜宮高等学校の事案

桜宮高等学校の生徒で自らの命を絶つという痛ましい事案が発生した。この事案によって教育委員会のあり方が問われることとなり、教育委員、教育委員会事務局、高等学校の教職員の責任を明らかにした。この過程で柳本氏が顧問に就任され、桜宮高等学校の改革が示された。それがSプロジェクトとして推進されているところである。今後このプロジェクトが推進されることによって、真の意味での開かれた学校づくりが推進されることとなり、「大阪スタンダードモデル」となる可能性が出てきた。大いに期待されるところである。またこのような事案が二度と発生しないための対策に多くの時間をかけ、「部活動指針」、「体罰・暴力行為等を許さない学校指針」を策定し、各校に周知をする予定である。特に体罰暴力行為の判断を現場の学校がしやすいように5段階に分けて明示したことは、ひとつの前進と思われる。今後はこの指針がお題目だけに終わらないように、各校のマネジメントサイクル（PDCA）に落とし込んでもらいたい。

・全国学力・学習状況調査

24年度の調査が明確となり、改善はできたもののまだまだ全国平均に比べると低いというのが実態である。ただ習熟度別少人数授業の効果は教科によって大きな改善が見られ、今後ここに注力するのも効果的な対策となりそうである。また大阪市教育振興基本計画の中でカリキュラム改革をうたっているが、全国学力・学習状況調査のデータを活用することによって

改革が進められることになる。

・ I C T の活用

今後多くの予算がつけられることになり、24年度はモデル校を決定し、I C T 活用に大きく舵を切った。I C T の活用は協同学習や個別学習に大いに成果が上がると考えられており、「大阪市スタンダードモデル」をめざしている。私は他国の子どもたちとの協同学習を進めると、グローバル人材育成にも役立つと期待をしている。

・ 校長のマネジメント

今回桜宮高等学校の事案でも校長のマネジメント力が問われたが、人事権や予算権の課題が浮かび上がった。特にマネジメントではP D C A サイクルが回されていないと感じる。新年度からは大阪市教育振興基本計画の改革案に基づき「運営に関する計画」の改善を図ったが、今回は大変時間のない中でのスタートであったため、学校内でのコンセンサスが得られにくかった様子が伺え、教育委員会の反省点でもある。

・ 公募校長

改革の担い手として外部から11人の公募校長を選任した。特に民間のマネジメント力を期待しているが、校長の改革に思いの強さを感じているだけに、現場との関係性が課題となりそうである。現在までの様子は公募校長のマネジメント力によって、現場との課題は何とか超えて進められているようである。ただ一部に教育委員会の支援が必要な方もおられるので、しっかり対応していきたい。

・ 副校長制

教頭の仕事のボリュームが半端ではないので、以前からその対策が指摘されていたが、今回副校長制を導入して、役割分担をする予定である。教頭には教務関係の仕事に集中していただき、副校長には事務系や外部との折衝業務を中心に進めていただく予定である。今回小学校8校、中学校7校のモデル設置をしたところである。

・ 学校選択制及び指定校の変更

かなりの労力をかけて区長と共に実施に向けての準備を行ってきた。その結果26年度に新たな就学制度を実施する17区については導入を進め、その他の区については27年度以降の方針策定に取り組むこととなる。特に小学校の適正配置や小中一貫校との推進との絡みもあり、できるだけ前向きな取り組みの視点に立った施策を進めたい。

・ 区役所との関係

区長が教育委員会の「区担当理事」となり、区民の意見を教育行政に反映させることになった。また学校協議会の設置により多様な意見が生まれて、学校のマネジメントが一層開かれたこととなる。この施策によって教育委員会と区長と各校との関係性が一層強くなり結果として「開かれた学校づくり」を推進することになる。今回の学校選択制も教育委員会と区と学校との関係が強く求められている。

【高尾委員】**・ 全般**

教育委員会会議、同協議会及びその他の教育委員としての活動に、1度の欠席を除き出席・参加し、必要な審議、議決、管理、執行等を行った。

市立桜宮高校における教員による暴力行為と生徒の自殺という出来事は、私たちの責任と旧来の教育委員会制度の欠陥を明確にした。その一方、教育関係2条例に続き大阪市教育振興基本計画が定められ、学校選択制など数多くの改革が急ピッチで推進された。だが、その理解と決意が現場に生まれたか。責任をもって改革を実現させる行政能力を備えた委員会を組織することが新たな課題だと考えている。

・ 桜宮高校

私たちが確実に防止できた出来事だった。平成23年9月の教育委員会会議。同校運動部活動の「体罰」事案が審議され、①学校から報告はなく保護者の訴えで発覚したこと ②同校では体罰を容認する姿勢が疑われること ③校長に大きな責任があるのに軽い行政処分ですませたこと が明らかとなった。

これに対し大半の委員から厳しい批判が出た。私も「生徒から定期的に活動状況を聴取するなど実効ある仕組みが必要」などの意見を述べた。しかしながら、それは言うだけであった。何としても体罰や暴力行為を防止するという義務感を欠いた。教育委員全員が危機感を共有し、真に有効な具体策を提示し、委員会事務局の姿勢を転換すべきだった。このとき同校の実情を調査、改善していれば、今回の重大な事態は防げた。今回の出来事は、形骸化し実効力を喪失した教育委員会制度の表出と評価することも可能である。

事後策の進捗をもって何も起きなかったかのように振る舞うことは許されない。1人の有為な青年が無残に生命を奪われたことを、忘却の河に委ねることなく、常に思い起こさねばならないと思う。

・ 学校選択制

市民の意思を反映し「開かれた学校」を目指す重要な制度である。新たな学校の「運営に関する計画」とも有機的に連動する。かなりの区で導入されることとなったが、円滑な実施と拡大に向け更なる理解と努力が必要である。

選択制は主に「選択の自由」から語られてきた。「格差を生む」「地域を破壊する」「そもそも公教育に選ぶべき特色などない」などの批判も出た。だが私は、選択制がすべての子どもたちと保護者に希望する学校について「意見を陳述する権利」を認めたことで、画期的な制度だと考える。これまで、どの学校で学ぶかは行政の権限だった。特別な場合、指定校を変更できるというのも行政裁量いわば「行政の恩寵」であったのである。

24年10月に決定された「就学制度の改善について」では、障がい、通院

加療、いじめなど特に教育的配慮を要する児童生徒の最優先も盛り込まれた。実施後、丁寧な分析を加え、適切な指導や強力な支援を学校に行うことも必要になる。教育の進歩は隠匿から生まれない。正面から向き合わねばならない。

・ 減災教育

従来より必要性を訴えてきたが、風化が進む。状況は一層悪化、切迫しているのに。「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」が本格改訂された。東日本大震災から2年、約160ページに及ぶ大作である。防災教育に向って教育委員会が踏み出した、ごくわずかな、しかし貴重な半歩である。

だが、直ちに抜本的改訂に取りかからねばならない。それまで活用には留意をお願いしたい。「災害＝社会（人）＋ 自然現象」である。自然現象は防止できなくても、社会（人）の在り様によって、災害を減らす（減災）ことができる。「減災」の理解がまず基礎となる。

＜社会（人）について＞「手引き」は、被災者・被災地への「共感」を何も語らない。あのとき日本国民がどう行動したか。大災害が起きたとき、resilience（しなやかに回復する力）こそ大切であることも。子供たちは現在と未来の「減災社会」の担い手である。その位置づけを欠く。社会（人）の在り様とは行動である。災害心理学が不可欠となる。「自分は大丈夫」と思う「正常性バイアス」。「みんな避難しないし」という「同調バイアス」。万一の対処を決定づけるこうした点への押さえはあるだろうか？

＜自然現象について＞「手引き」では、南海地震・東南海地震・東海地震を「個」として扱い、「連動」の観念がない（今は「南海トラフ地震」として把握される）。「手引き」は東海地震の切迫性に重点を置き、「東海地震は科学的な直前予知ができる可能性があると考えられているが、」「今後30年内に…発生する確率が、東南海地震が0％、南海地震が60％といわれており、」などと記述。地震は「複雑系」、予知は極めて困難。確率は確かでない。

被害の予測。「手引き」では、南海、東南海地震による死者は大阪市内で57人。しかし、中央防災会議の第一次報告では、南海トラフ地震の大阪府下の死者は9,800人。兵庫6,700人、和歌山7万1,100人、全国で25万9,000人。大阪市だけの狭窄になっていないか。ライフラインも含め全国規模の理解は不可欠である。

東日本大震災から何を学んだか？ 真摯な反省が求められ続けている。

【大森委員】

・ はじめに

公募への応募、選考、市会同意を経て、平成24年6月1日に市長によって教育委員会委員に任命されて以来、非常勤職ゆえの時間的制約の中で、

教育行政について重大な権限と責任を担う合議制機関の一員としての職務を全うできるよう、最大限の労力を傾注してきた。

この間、特に教育改革の推進については、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例に規定された理念・制度等の具体化が求められる段階で着任したため、個々の改革策とそれらが織り成すシステム全体をデザインしていくことに注力した。改革とは、高邁な理念・方針を謳い上げ、あとは実務家や現場に任せれば進むというものではない。政策は、具体策のデザイン次第で、提案者の意図とは似ても似つかぬ結果をもたらしたり、骨抜きにされたりもする。「神は細部に宿り給う」のである。

また、合議制の教育委員会は、方針・政策の意思決定だけに責任を負っているのではなく、執行機関として日々の行政運営にも法的な責任を負っているのである。着任以来、教育行政の運営については、一委員として能う限りの貢献を行ってきたと自負している。しかし、桜宮高校の痛ましい事案は、子どもたちに対する我々委員の責任と危機管理能力を厳しく問うものであった。また、外部監察チームの報告書の的確な指摘の数々は、教育委員会事務局と学校が構成する教育界の閉鎖性や不透明さ、教育行政と学校運営の境界線の曖昧さ、馴れ合いになりやすい傾向等を浮き彫りにした。教育改革を加速化する必要性を確信させるものであった。結局のところ、日々の行政運営や危機管理と中長期的な政策・改革は切り離せないものである。

教育行政運営の成果と課題及び教育改革推進の到達点と反省点については、様々な省察・感慨を抱いているが、以下、あえて客観的な実績（教育委員会の実績ではなく、一委員として自身が直接行ったことの実績）の記述に徹することを以って、自己点検・評価とする。また、以下は、数え切れない諸案件のうち、主要なものを記録にとどめるにすぎないことを申し添える。

・ 審議・決定等への参画

平成24年6月以降、24年度中に開催された教育委員会会議（定例会20回及び臨時会10回で計30回）及び教育委員協議会（計42回）の全てに出席し、多くの議案・協議事項について積極的に意見を述べ、ときには事務局原案の元となる提案を行い、あるいは会議の場で事務局原案の修正をもたらすなど、合議制機関としての教育委員会の適切な意思決定に貢献した。

また、平成24年11月12日、市会文教経済委員会において学校選択制に関する答弁を行った。さらに、教員採用及び校長公募の面接選考に参画した。

・ 自身による政策立案等

以下に列記する主要政策については、基本的な方向性・内容の立案・提案に主導的な役割を果たし、他の委員の意見及び事務局による詳細設計等を経て成案となり、教育委員会会議等において決定された。

<教育振興基本計画について>

大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨に則り、大

阪市の教育改革を計画的に推進するため、平成25年3月に策定（改訂）された大阪市教育振興基本計画の起草に大きく貢献した。具体的には、まず市長と教育委員との意見交換会（平成24年8月7日）において、カリキュラム改革、マネジメント改革、ガバナンス改革等の方向性を提案し（その後、グローバル化改革及び学校サポート改革が追加され、5つの改革に整理された。）、大阪市教育振興基本計画策定有識者会議がスタートすると、同会議の西村和雄座長その他の有識者並びに教育委員会の事務局及び他の委員と一緒に、計画に盛り込むべき具体策を発案・検討するなど、同計画の起草に主導的な役割を果たした。なお、同有識者会議には、毎回（計3回）出席した。

<学校選択制について>

平成24年8月に学校選択制に関する論点整理及び制度設計案を含む資料を作成し、9月25日には区長会議に対して同資料に基づく説明を行うなど、制度設計の骨格固めを主導した。その結果、本市の学校選択制の特色として、子どもや保護者に対して、通学区域の学校には、必ず入学できるという安心感を確保した上で、通学区域外の学校を選択する場合、希望順位を示して複数の学校を選べるので、1校だけしか選べない他の地方公共団体の学校選択制と比べ、子どもや保護者の選択の自由を高めることができる点、学校選択の理由として顕著に見受けられる、通学区域の学校よりも通学距離の近い学校、兄弟の在籍校も、通学区域の学校と同様に優先とすることを可能にし、児童生徒・保護者の意向に一層柔軟に対応できる点、小・中学校の接続を考慮することで、小学校段階で、進学中学校が異なる通学区域外の小学校を選択した場合であっても、友人関係の継続を考慮し、中学校の学校選択の際に、通学区域外の小学校の進学中学校への就学を優先することもできる点を含む、本市独自の制度設計に到達した。

そして、平成24年第29回教育委員会会議（平成24年10月19日）において、「就学制度の改善について」（議案143号）として決定された。さらに、市内各区の区長が教育委員会の決定した「就学制度の改善について」の制度内容を保護者等に周知し、幅広く意見を汲み取った上で策定した各区の就学制度の改善についての方針案に基づく教育委員会会議の決定（平成25年3月）に当たって、区長等と連携しつつ、積極的な導入を図った結果、平成26年度から12区において学校選択制が導入されることが決まった。

<運営に関する計画について>

大阪市立学校活性化条例第4条第1項に基づき、各学校の校長が学校協議会の意見を聴いて毎年定める教育活動その他の学校の運営に関する計画（以下、「運営に関する計画」という。）について、中期目標及び年度目標は、何をどのような状態にするかについて達成をめざす成果目標とし、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「児童生徒等の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の学校別結果や保護者アンケートなどの客観的なデータを用いて数値などで具体的に記述

することとするなど、学校管理規則の改正（平成25年3月）により定めた「運営に関する計画」のあり方を方向付ける上で主導的な役割を果たした。

＜校長経営戦略予算について＞

校長が「運営に関する計画」で定めた目標の達成に必要な予算を教育委員会に要求し、教育委員会は、学力・体力・問題行動等の現状分析を踏まえた優れた提案に対し、重点的に予算を確保する「校長経営戦略予算」を発案し、その予算化に貢献した。

＜学校運営の指針について＞

大阪市立学校活性化条例第2条に基づき、教育委員会が毎年定める「学校運営の指針」について、校長の判断で創意工夫をこらした学校運営を進めるように推奨することを内容とするよう提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に記述され、平成25年第10回教育委員会会議（平成25年3月19日）にて同指針が策定された（議案第47号）。

＜全国学力調査等の結果公表の方針について＞

大阪市立学校活性化条例第6条に規定される開かれた学校運営の一環として、全国学力・学習状況調査等の学校別結果の公表を提案した結果、大阪市教育振興基本計画への明記及び大阪市立学校管理規則第4条の5（運営に関する計画及び学校評価結果の公表）の規定により、学校別結果の公表を教育委員会の方針として確立した。

＜到達度テスト導入等の府教委への要望について＞

平成24年8月、大阪市教育委員会から大阪府教育委員会へ提出された「大阪府公立高等学校入学者選抜における絶対評価の導入について」の要望書において、到達度テストの導入の検討等を要望するよう提案し、提案通り要望書に盛り込まれた。

＜教育行政及び学校運営のあり方の見直しについて＞

桜宮高校の事案発生を受けて、急遽、大阪市教育振興基本計画案を修正することになった際、「教育委員会は、本市の教育行政及び学校運営並びに両者の関係のあり方について、組織体制のみならず職員の職務及び人事を含め、現行制度の下で課題を検証し、その改革・改善を図っていきます。」との文案を提案し、提案通り同計画に盛り込まれた。

この教育行政及び学校運営のあり方の見直しの方針は、平成25年度の「教育委員会のあり方検討会議」等における改革の検討へつながっている。

＜教員出身の事務局職員の職の位置付けの見直しについて＞

平成25年第10回教育委員会会議（平成25年3月19日）の議案第44号「教育委員会所管の学校の教員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案」の審議において、教員出身の事務局職員（指導主事）について、彼らの給与が学校に管理職として勤務する場合に比べて不利にならないよう、全員が市立の高等学校の校長・教頭として発令されている事実をつかみ、そのような便宜上の理由により、勤務の実態を有しない学校における管理職として人事発令することは、法的な問題は無くとも、

市民の理解を得られないことを指摘し、是正に向けた検討を開始するきっかけを作った。

＜校長による教員公募制度について＞

校長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けた人材を広く募集する公募制度を導入することを提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。

＜教員の希望転任制度（F A制）の拡充について＞

教員の希望転任制度（いわゆるF A制）を拡充するよう提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。

＜教員採用選考における社会人に対する特例措置について＞

民間企業等での社会人経験を有する人材を採用するため、教員採用選考に特例措置等を講ずるよう提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。その結果、平成25年度実施（26年度採用）の教員採用選考における同特例措置の導入につながった。

＜新たな幼児教育カリキュラムの編成方針について＞

大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の西村和雄座長の発案に基づき、同座長と共に、幼児教育において、普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知・徳・体をバランス良くはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発することを提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。その結果、平成25年度において、新たな幼児教育カリキュラムの編成作業が進められつつある。

＜小学校1年生から6年間を見通した理科教育について＞

大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の西村和雄座長の発案に基づき、同座長と共に、小学校1年生から6年間を見通した理科教育の充実を提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。

＜小学校1年生からの英語教育について＞

大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の中原徹委員の発案に基づき、同委員と共に、「英語イノベーション」として小学校1年生から大阪独自の英語教育に取り組むことを提案し、提案通り大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。その結果、平成25年度における音声指導重点校の取組や中学校区ごとのネイティブ・スピーカーの配置等につながっている。

＜いじめ・問題行動への対応方針について＞

出席停止の活用と警察等と連携した学校外での指導の併用を発案し、教職員が実践で使えるフローチャートを発案した中原徹大阪市教育振興基本計画策定有識者会議委員と共に、いじめ・問題行動への対応方針の立案に主導的な役割を果たし、大阪市教育振興基本計画（平成25年3月策定）に盛り込まれた。その結果、平成25年度において策定作業が進められている

「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」中の児童生徒の問題行動への対応のあり方に関する記述につながった。

<体罰・暴力行為及び部活動に関する基本方針について>

桜宮高校の事案発生を受けて、急遽、大阪市教育振興基本計画案を修正することになった際、体罰・暴力行為を生まない学校づくりや運動部活動の適切な指導方法の確立に関する文案について、事務局原案を大幅に修正した。その結果、平成25年度において策定作業が進められている「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」及び「部活動指針」につながった。

・桜宮高校の事案発生後の対応において自身が果たした役割

教育委員会は、大阪市立桜宮高等学校の運動部活動において顧問教諭による暴力行為があり、平成24年12月23日に生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを厳粛に受け止め、平成25年1月21日開催の平成25年第3回教育委員会会議において、体育科・スポーツ健康科学科の募集定員を前期選抜の普通科に変更して府内全域から募集すること等の決定（議案第5号）を行った。この決定に当たり、委員の意見は分かれたが、受験生への影響に配慮しながら桜宮高校の抜本的改革の必要性を重視する適切な決定に貢献することができた。また、前期選抜普通科の入学者のための教育課程について、限られた時間の中で思慮を重ねた修正提案により、事務局原案に相当程度の改善をもたらした。さらに、平成25年4月1日付け教員人事異動における同高校教員の3分の1の入れ替え（保健体育科教員については半数の入れ替え）の決定（平成25年3月）に当たっても、事案発生背景にあった問題点の一つである長期勤務者の解消に向けた取組の必要性を強く主張した。

この間、12月25日及び1月8日の教育委員協議会における対応の検討のほか、電子メールによる他委員や事務局との連絡・協議等を含め、危機管理に積極的に参画し、1月18日には、他の2委員と共に桜宮高校を訪問し、同校の生徒及び教員と意見交換を行うなど、現場の情報を踏まえた意思決定に努めた。

また、同事案における顧問教諭による行為は、懲戒を目的とする「体罰」ではなく、何の落ち度もない生徒に対する「暴力行為」であることを指摘した。その結果、以降、教育委員会においては、「体罰」と「暴力行為」という用語・概念を意識的に使い分けることとなった。

【永井委員（教育長）】

平成24年12月、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。ただちに事実確認を行った結果、運動部活動において教員による暴力行為があったことがわかった。学校教育における体罰・暴力行為等は決してあってはならないことであり、生徒のかけがえのない命、取り戻すことのできない命を失うという事態に至った今回の事案を極めて厳しく受け止めてい

る。

教員がこのような指導を継続した背景には、教員自身の責任はもとより、部活動の運営を日常的に点検し改善のための指導ができなかった学校の責任や、学校運営のあり方が適切であるかどうか点検・指導する立場にある教育委員会が、事案発生以前に学校の暴力傾向の一端を示す複数の事象を確認しながらも、結果として適切に対応しきれていなかった責任があると認識している。

今回の事案への対応として、この間、アスリートネットワーク理事長であり、日本アスリート会議議長である柳本品一氏を大阪市教育委員会事務局顧問（桜宮高等学校改革担当）として迎え、桜宮高校のカリキュラムの見直しに取り組むとともに、桜宮高校をモデル校とし、その改革内容を全市的に広げていくべく、積極的に取り組んでいる。また、全市立学校における体罰・暴力行為等に関する実態把握のため、児童・生徒・保護者へのアンケート調査ならびに指導における体罰・暴力行為等に関する教職員の意識調査を実施し、今後、学校教育活動、とりわけ運動部活動において、体罰や暴力行為等を一切排した指導が行われるよう、現在、様々な方策を検討しているところである。このような事案が二度と起こらないよう、徹底して改革を進めていく決意である。

24年度は5月に教育行政基本条例、7月に学校活性化条例が制定され、この2つの条例により、大阪市における教育改革の方向性が定められたことから、23年策定の大阪市教育振興基本計画を3月に改訂した。また「『生涯学習大阪計画』の今後の方向について～中間時点での見直し～」を3月に策定し、18年策定の「生涯学習大阪計画」について、社会状況の変化等を反映させるとともに、今後重点的に取り組むべき施策について見直した。さらには、18年策定の「大阪市子ども読書活動推進計画」についても、この間の様々な取組の成果と課題を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を一層推進するため、「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定したところである。

学校活性化条例では学校協議会の設置が定められたことから、学校協議会委員の任命等について区と協議し、全ての学校園で学校協議会を設置した。今後、各学校園において、学校協議会の参画を得て、教育振興基本計画を踏まえた「運営に関する計画」の策定、取組の実施、学校園の自己評価と学校関係者評価の実施、取組の改善というPDCAサイクルを確立させるとともに、保護者や地域住民の学校運営への参加や、保護者等の意向の反映を図るなど、学校・家庭・地域等の連携をさらに推進していかなければならない。

また、学校活性化条例では、校長の採用について、原則として内部及び外部から広く公募により行うとしていることから、小・中学校長の公募を実施した。選考により合格した公募校長11名については、3カ月の採用前の研修を経て25年4月1日付で小学校9校、中学校2校へ配属を行った